

現状	監査意見	意見に対する対応内容
第一 総論		
(1) 今後の方向性を明確にするための定量目標の設定について (P. 19)		
<p>○令和3年度において、産業経済部経営支援課では組織目標を掲げ、事務事業を実施した。</p>	<p>○組織目標や前述の政策分析シートに記載された今後の方向性では、定性的な目標に拠っている。定性的な目標のみでなく、定量的な中長期の大目標も掲げた方が実際の事務事業を策定・実行していく上で、明確な道標になるのではないかと考える。</p> <p>○労働生産性が東京都平均と比べてかなり低い現状や、開業率が特別区や東京都と比較してかなり低い現状を鑑みれば、例えば労働生産性を向上し東京都平均に少しでも近づけることや、開業率を東京都平均に近づけることを目指す等が考えられる。</p> <p>○その目標に対して、どのような事業を行うことが望ましいかを検討し、実行に移した方がその成果を検証する上でも明確になると考えられる。</p>	<p>○ご指摘にもあるとおり、政策分析シートや組織目標は、支援の方向性を示すものであり、具体的に目標とする数字は、個別の事業単位で設定している。引き続き、その時々々の社会経済情勢に応じた政策分析シート及び組織目標の方向性を定め、この方向性に沿った個別の事業単位における定量的目標を達成できるよう、区内企業の成長に資する支援に取り組んでいく。</p>
(2) 行政評価における事務事業の成果とする指標の設定、PDCAの運用について (P. 20)		
<p>○政策・施策・事業の成果とする指標が各分析シートに記載されているが、事業の成果を示す直接的な指標になっていないものが多く、各事業の具体的な目標が設定されていない。</p>	<p>○当年度における事業の進捗状況を確認することができず、事業が効率的・効果的に実施されたのかが明らかになっていないため、次年度に取り組むべき課題の明確化や改善行動に繋がっていないと考える。</p> <p>○各事業においても事業の有効性を測る適切なKPI (Key Performance Indicator、重要業績評価指標)を設定し、目標と成果の比較を行い、課題を明らかにして継続的に事業を実行、改善していくべきである。</p>	<p>○KPIの設定においては、それが継続的に把握できるものでなければならず、実際の設定においては制限があるのが実態である。</p> <p>○ご意見を踏まえ、支援事業ごとの本質的なニーズを把握し、例えば荒川マイスター事業では、技能を広くPRできる展示会や体験会の実施回数等を指標にするなど、可能な限りその解決につながり得る指標を設定する。</p>
(3) 事業利用者の追跡調査、フォローアップ体制について (P. 21)		
<p>—</p>	<p>○実際に各事業を利用した事業者がその後どのようなようになったのかを把握することは、各事業の成果の検証、事業継続の判断、事業内容の見直し等を行う上で必要不可欠なものである。</p> <p>○したがって、事業利用者のその後の追跡調査を行い、フォローアップ体制を確立すべきである。</p>	<p>○事業利用者の追跡調査やフォローアップについては、これまで補助金を交付した事業者やコンテスト受賞者で成功している者を区HPやパンフレット等で紹介してきたところである。</p> <p>○今後、全ての事業において追跡調査及びフォローアップを行うことは難しいが、事業ごとに追跡調査等を行う必要性等を見極めながら、実施できるものについては、実施していく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
(4) 事業所数の減少スピードを低下させる施策の実施について (P. 21)		
<p>○東京都、区部、荒川区全てにおいて、モノづくり企業が年々減少しており、減少スピードはあまり変わっていないと思われる。</p> <p>○専任コーディネータを配置したMACCプロジェクトでは、B to BからB to Cへの事業転換等を支援し、平成18年のプロジェクト始動時から現在までに、プロジェクト参加事業者により新たに生み出された自社ブランド製品の累計売上高は、16億円（令和4年9月末現在）を超えているとのことであるが、プロジェクトが稼働している年数に比しての累計売上高がそれほど大きな金額になっていない。</p>	<p>○経営者の高齢化により企業の廃業は避けられない一方で、区内での新規開業、事業承継による企業の継続、生産性向上による売上や利益の増加により、減少スピードを低下させることが極めて重要であると考えます。区でもそのような認識のもとで、各施策・各事業を実施しているとのことであるが、これらの施策をより重点的に実施していくべきと考えます。</p> <p>○中小企業の販路開拓については、区としてもより一層重点的に実施していくとのことであるため、各事務事業の監査の結果及び意見に記載した事項を参考に、有効かつ効率的な支援の実施を行うべきである。</p>	<p>○古くから住工混在の「モノづくりの街あらかわ」として、発展してきた経緯から、今後も、優れた技術・技能を次代へつないでいくために、これまで注力してきた事業承継や生産性向上補助金等の支援策を継続することに加え、若年層を対象とした起業啓発イベント等を新たに開催するなど、地域経済の維持・発展に繋がる施策に重点的に取り組んでいく。</p> <p>○MACCプロジェクトにおける自社ブランド製品の売上金額は成果を表す指標の一つであり、それ以外にも定期的な会員向けセミナーや情報交換会の開催を通じた知識・ノウハウの習得、コーディネータの伴走支援による生産性の向上や現場改善など、区としては数字には表れない成果も出ていると認識している。</p> <p>○区としては、MACCプロジェクトはじめ、企業のニーズや社会情勢に合わせて絶えず支援策の見直しを行っており、社会経済情勢の変化に応じてB to BからB to Cへの事業転換等を支援する地域ブランディング構築支援事業も活用しながら、更なる販路開拓支援に取り組んでいく。</p>
(5) 区外の事業者や個人に対する中小企業支援施策の認知度向上について (P. 21)		
<p>○今回監査対象とした事業の事務事業分析シートの他区の実施状況を見ると、他区ではほとんど実施していない事業を区は多く実施していることが分かる。</p> <p>○東京都の地域産業活性化計画事業費補助金等を有効に活用して事業を推進している。</p>	<p>○区内での創業等の誘致を図るため、他区にはあまりない区の中小企業支援施策を積極的にPRし、区外の事業者や個人に対する認知度を向上していくことが重要であると考えます。</p> <p>○区外の事業者や個人に対する認知度はまだまだ低いものと思われる。公開セミナー等区外の事業者や個人も対象に実施している中小企業支援施策について、積極的なPRにより参加率を上げていくことが望まれる。</p> <p>○さらに、あらかわ経営塾のように区内中小企業を対象としているものを、多少の受講料を徴収して区外の中小企業も対象に加えることを検討することも一つではないかと考える。</p>	<p>○現在もHPやSNSでPRはしているところではあるが、引き続き効果的なPR方法について検討する。</p> <p>○なお、参加者同士のマッチングも狙っている通常のオープンセミナーと異なり、あらかわ経営塾のような手厚いハンズオン支援を行うような事業に関しては、区外企業は支援対象に馴染まないため、区内企業の一層の掘り起こしに努め、利用企業の増加を図っていく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
(6) 区の中小企業支援施策やセミナー開催等の周知について (P. 22)		
<p>○区の中小企業支援施策やセミナー開催等の中小企業等への周知については、区ホームページ、区報、区のソーシャルネットワークサービス (Twitter 等)、企業相談員や MACC コーディネータの企業訪問時の説明 (チラシ・パンフレットの配布)、過去に中小企業支援施策やセミナー等に参加した企業へのダイレクトメール送付、MACC プロジェクト参加企業へのメールマガジン送付、城北信用金庫のメールマガジン送付、図書館等でのチラシ配布、東京商工会議所等の関係団体の協力等、様々な方法により行っているとのことである。</p>	<p>○今後もより多くの中小企業等に周知するよう、例えば、メールマガジンの配信先を増やすべく、あらかわ産業NETに掲載されている企業のメールアドレスを企業の許可を取って配信先に加えることや、創業支援ワーキング事業の会員登録者を登録者の許可を取って配信先に加えることが考えられる。</p> <p>○また、支援施策やセミナーを利用してほしい人が集まりそうな場所でのチラシ等の配布や、関係団体の協力による周知、主要駅やバス等に広告を設置する等、費用対効果を考慮しつつ、できる限りの方法で、更に積極的に行っていくべきである。</p>	<p>○引き続き、これまでの方法による周知を積極的に行うとともに、より多くの潜在的企業にリーチできるよう、関係団体との連携や新たなPRツールによる積極的な周知を行っていく。</p>
(7) セミナーの有効的・効率的な運用について (P. 22)		
<p>○区は産業振興施策として多くの事務事業を実施しており、開催するセミナー数も非常に多くなっている。</p>	<p>○経済や社会が非常に複雑化している昨今、様々なテーマを扱わなければならない、区が主催するセミナーも多くなっている現状はやむを得ないところではあるが、開催するセミナーが多岐に亘ると、参加者数を確保することに注力しなければならないといったことがあると考えられる。</p> <p>○そのため、事務事業全体を通じて、セミナーの必要性・重要性や参加者数等を鑑み、例えば開催回数を減らすことや開催頻度を2年に1回とする、内容が数年間大きく変わらないものについてはDVD録画し視聴希望者に一定期間貸し出す等、セミナーの有効的・効率的な運用を検討すべきと考える。</p> <p>○また、区外の中小企業等も対象とするような大人数が参加する解説セミナーの場合、セミナー参加者の利便性を考えると、機材や費用面での課題はあるが、対面形式とオンライン形式のハイブリット開催が望ましいと考える。</p>	<p>○これまで、セミナー開催に当たっては、区内企業にとって有益なテーマや喫緊の課題をテーマとしたセミナーを開催することを念頭に企画してきたところだが、今後、セミナー内容の質の維持を前提としながらも、より効率的に実施していくために、東京商工会議所等の外部機関と連携しながら、効率的なセミナー運営を行っていく。</p> <p>○また、開催方法については、グループワークを含むテーマの場合は、対面形式で実施し、通常の座学がメインの場合は、オンライン形式で実施するなど、開催テーマの特色に応じ、創意工夫して開催していく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
(8) 民間企業等との連携強化について (P. 22)		
<p>○区は今までも国、都、関係機関等との連携により、地域産業振興のポータル（窓口）となり、様々な支援を実施している。</p> <p>○区は国内・海外の複数の都市と友好交流を進めており、区ホームページで一部の交流都市の特産品販売を案内している。</p>	<p>○中小企業支援に積極的な民間企業との連携により、更なる支援を実施していくことも必要不可欠であると考え。例えば、B to Cの販路開拓支援においてamazonや楽天等の大型通販サイトとの連携、創業支援ではスタートアップと大手事業会社との共創を支援する会社との連携等、様々な面での連携が考えられる。したがって、情報収集を積極的に行い、個々の事業者や起業家のニーズに合った支援策を模索していくことが望まれる。</p> <p>○交流都市と販路開拓等で支援し合うことを更に推進してもよいのではないかと考える。荒川マイスターの製品、「ara!kawa」認定商品、荒川区新製品・新技術大賞の製品等の中には、海外でも販売すれば人気になる可能性があるものがあるため、検討すべきと考える。</p>	<p>○B to Cの販路開拓支援で構築したモノづくりブランド「ara!kawa」について、現在独自の通販サイトを運営しているが、大型通販サイトとの連携に当たっては、販売手数料の負担の大きさ、ブランド訴求力が弱いと埋もれしまう等の課題が想定されるため、まずはブランドの認知度を高め、その後大型通販サイトへの出店も検討していく。</p> <p>○創業支援においては、民間企業と連携した支援をすでに始めている。例えば、大手都市銀行グループが設立した成長企業エコシステムプラットフォームに参画（後援）し、区内スタートアップに対して、同プロジェクトで実施するセミナーやアクセラレーションプログラムの紹介や事業会社とのマッチングなどができる体制を整えている。</p> <p>○また、販路開拓等における交流都市との連携に関しては、広報宣伝のチャネルが増えることは販路開拓に繋がる可能性があるため、交流都市のホームページに区内製品に関するリンクを貼ってもらえるよう連携を図れないか順次調整する。</p>
(9) 企業訪問管理システムについて ①システムにおける管理企業数の適正化に向けた取組について (P. 23)		
<p>○企業訪問管理システムについて、管理企業数は休・廃業を含む約13,000社とのことであるが、以前のシステムである企業情報データベースにあった企業をそのまま移行させており、郵便局やコンビニエンスストア等も含まれているとのことである。</p> <p>○区では「あらかわ産業ナビ」という区内事業者を対象とした区の制度や事業、区内で活躍する事業所や団体の様子等を紹介する情報紙を年6回発行しており、配布を希望する区内事業者約3,000社強に送付している。</p> <p>○なお、廃業や区外移転があると、配付委託業者から産業振興課経由で経営支援課に連絡が来るようになっている。</p> <p>○企業相談員が当該事業者を訪問し廃業や区外移転を確認す</p>	<p>○支援を効率的・効果的に行うため、費用対効果を考慮の上、廃業や区外移転について定期的な確認作業や物理的削除のルールを設定し、システムにおける管理企業数の適正化を図ることが望まれる。</p>	<p>○現在も、産業情報紙配付時における配付委託事業者からの連絡に基づく確認や、企業相談員等の区内事業者を訪問する職員による確認を行っているところではあるが、今後は国の経済センサスの結果をもとに区が4年ごとに実施している実態調査（商業センサス・モノづくりセンサス）での報告状況を適宜反映させ、より様々な機会を捉えて定期的な確認を行うこととする。</p> <p>○物理的削除については、追加経費が発生するという費用対効果の問題もあるが、後継者不足等による事業引継（M&Aや一部事業の譲渡等）の増加が区内でも予想されることから、事業を引き継いだ相手先企業の情報を記録しておき、承継された技術等をその後のビジネスマッチングに活用す</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
<p>ると、企業訪問管理システムに廃業等の情報を入力し、できる限り更新は行っている。</p> <p>○事業者の状況に関する定期的な確認作業や物理的削除のルール設定はされていないとのことである。</p>		<p>ることも重要と考える。その上で、情報の活用状況を勘案しながら、物理的削除を行うことが適当と考えられる場合には、廃業等の事実発生日から一定期間が経過したらシステム上で情報を削除する等のルールを設定し、費用対効果を考慮した上で物理的削除についても検討する。</p>
<p>(9) 企業訪問管理システムについて ②入力情報の充実等によるシステムの積極的活用について (P. 23)</p>		
<p>○企業当たりの管理データは企業情報、あっせん融資実績、相談履歴、補助金等交付実績とのことであるが、相談を受けた相談員がそれぞれ入力している。</p> <p>○過去の区の産業振興施策の実績の情報が一部しか入っていないため、何か過去の情報を調べたいときに検索ができるような内容とはなっていない。そもそも企業訪問管理システムは、企業訪問の情報を管理するシステムとして導入しているものであり、情報検索を行うためのシステムとして導入しているものではないとのことである。</p>	<p>○入力者によって相談履歴についての記載の濃淡があり、例えば一部入力されていない情報もある等、入力情報にムラや漏れがあると思われる。伴走型支援が属人的な情報にならないように、情報をもう少し詳細に統一感をもって入力し、システムに有用な情報を保存していくべきと考える。</p> <p>○また、病院のカルテのように、その中小企業がどのような状況にあるのか、どのようなニーズがあるのかが分かるように、データの充実を図るべきであると考え。企業訪問管理システムはパッケージシステムであり、カスタマイズには費用がかかるため、費用対効果を考慮の上、できる限りの対応を検討されたい。</p>	<p>○企業情報を管理し、訪問する専門相談員間で共有するシステムであることから、入力内容の濃淡が生じないように、入力内容の統一化を図る。</p> <p>○また効果的にシステムを活用できるよう、現状の入力情報のほか、保有・管理が望まれる情報を専門相談員等のユーザにヒアリングのうえ、入力・管理情報の精査や表示順の変更等を検討する。</p>
<p>(9) 企業訪問管理システムについて ③暗号化通信の脆弱性について (P. 24)</p>		
<p>○区とデータセンターとの暗号化通信として、T L S 1. 2 を利用しているが、T L S 1. 2 は暗号化として脆弱性があり、監査時点において、脆弱性に関しては認識していなかったとのことである。</p>	<p>○運用保守に関する委託契約であることから、本来はベンダー側の責任の部分ではあるが、システム管理部門において最新情報を把握しておくことが望ましい。</p>	<p>○システム管理担当者の知識・情報の習得に加え、定期的に調達ベンダーに対し通信やシステムの脆弱性等の確認・情報交換を密に行うようにする。</p>
<p>(10) あらかわ産業NETについて ①サイトの認知度向上について (P. 24)</p>		
<p>○区では、平成27年度に以前のシステムから現在のあらかわ産業NETへ移行し、運用を開始した。</p>	<p>○このような一般ユーザ向けに公開した区内企業検索サイトがあることの認知度は高くないと思われる。</p> <p>○認知度を向上させるため、サイトに登録のある企業が作成するパンフレット類やホームページにあらかわ産業NETのURLを記載してもらうことや、サイトに公開されている企業を区の情報紙(あらかわ産業ナビに限らない。)に掲載する場合に、必ずあらかわ産業NETのURLを掲載する等の対応が望まれる。</p> <p>○また、掲載企業のアピールができるよう、製品の写真を入れる(現状は4枚まで掲載可能)等して、サイトを見やす</p>	<p>○当サイトの目的は、事業者自らが手軽に取引先を検索し、自律的なマッチングを促進することであり、より多くの事業者を利用してもらうことが理想である。また、自社のホームページを持たない企業等におけるPR支援としては意義のある媒体であると考えているため、区ホームページにおける当サイトの紹介記事の内容改善やボリュームアップ等を行い、閲覧数の向上に努めていく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
<p>○監査時に画面を確認したところ、受発注ボタンの東京都中小企業振興公社ホームページへのリンクが切れていた。</p>	<p>い構成にする工夫も行っていくべきと考える。それらの取組みによりあらかわ産業NETの周知促進やサイトの更なる活用を図るとともに、サイトのあり方についても検討されたい。</p> <p>○リンク切れについて、現在は解消されているが、リンク切れがないよう定期的に確認する必要がある。</p>	<p>○リンク切れについては、ご指摘のとおり、定期的に確認する。</p>
<p>(10) あらかわ産業NETについて ②企業支援事業全体の認知度が上がるようなサイトづくりについて (P. 24)</p>		
<p>○あらかわ産業NETでは、「荒川区の企業支援メニュー」のリンクから、支援メニューが記載されたカラーのPDFを見ることができるが、企業支援メニューの詳細や好事例が掲載された「あらかわ産業ナビ」の紹介等は区のホームページ内にあり、情報が一体的に繋がっていない。</p>	<p>○今後は、BtoC支援のためara!kawa認定商品をECサイトで販売する取組を開始する予定とのことであるが、中小企業支援に関する区が取組が一体的に分かり、企業支援事業全体の認知度が上がるようなサイトづくりが必要ではないかと考える。</p> <p>○さらに、メインとなるホームページから各ホームページに飛ぶようにし、各ホームページからもメインとなるホームページに飛ぶような工夫が必要と考える。</p>	<p>○より情報にアクセスしやすくなるよう、ホームページの構成や見せ方等を工夫する。</p>
<p>第三 施策1「産業基盤の整備・充実」</p>		
<p>1 工業団体連合会補助事業</p>		
<p>(1) 荒川区工業団体連合会の積極的活動を推進するサポートについて (P. 27)</p>		
<p>○新型コロナウイルス感染症の影響等により、近年当該団体の活動が極めて制限されており、補助金の交付実績がない状況となっている。</p>	<p>○区内工業団体の活性化を図り、ものづくり産業の振興施策を効率的・効果的に展開するためには、荒川区工業団体連合会が主催となって共通する経営課題に取り組むことや、販路開拓や新製品・新技術の開発に一体となって取り組む等、能動的に活動していくことが望まれる。それに対して、区が荒川区工業団体連合会の積極的な活動を全面的に支援していくことが望ましいと考える。</p> <p>○そのため、新年賀詞交歓会の経費の一部補助だけでなく、荒川区工業団体連合会が主催の勉強会、共同出展やブランディング活動等を積極的に実施し、その経費の一部を補助する等のサポートを行っていくべきである。</p> <p>○また、他の事業において、荒川区工業団体連合会に加盟する会員企業の積極的な参加を呼びかけ、会員企業が積極的に参加することにより、荒川区工業団体連合会の活性化を徐々に図っていくべきと考える。</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、企業間交流の場である賀詞交換会を開催することができず、連合会全体での情報共有等の機会がなかった。</p> <p>○今後は、感染状況の動向も踏まえながら、賀詞交歓会の他にも、適時、セミナーの開催等を連合会に働きかけるなど企業間交流の促進を側面支援していくとともに、連合会の活性化に資するその他の支援についても、必要に応じて取り組んでいく。</p> <p>○なお、連合会の活動費繰越金については、決算書記載の残高と通帳残高が同額であることを確認したが、ご指摘を踏まえ、今後は定期的に確認することとする。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
<p>○補助申請の際に添付されている事業収支決算書によれば、荒川区工業団体連合会の活動費について、繰越金を普通預金に預け入れているものと思われる。</p>	<p>○数年に1回は普通預金に決算書記載の残高があることを確認することも有効と考えられる。</p>	
<p>2 荒川区モノづくりセンサス</p>		
<p>(1) 契約金額及び契約方法の妥当性の検討について (P. 29)</p>		
<p>○令和3年度の業務委託契約について、当初予算編成段階では、製造業・卸売業・貨物運送業約3,000社を調査対象と想定した荒川区モノづくりセンサス実施に当たっての見積書を委託業者から徴取している。</p> <p>○しかし、その後委託内容が変更され、製造業・貨物運送業約2,000社を調査対象とする荒川区モノづくりセンサスと製造業・貨物運送業以外の約1,000社を調査対象とする新型コロナウイルス感染症の影響に係る実態調査の2つを実施している。</p> <p>○業務委託契約締結前に再度見積書を徴取しているが、当初予算編成段階の見積書と同額の金額のみが記載された見積書となっている。</p> <p>○また、当初想定していた調査対象事業者数(約3,000社)と実際の調査対象事業者数(3,009社)は近似しているものの、調査回答事業者数は2つの調査合計で1,555社となっており、実際に企業訪問等を行ったのは調査対象事業者数の51.7%となっている。</p>	<p>○合計の調査対象社数に変更がなく、2つの調査を同じ調査員等で行うため、合計額のみ記載された見積書となっていると思われるが、2つの調査を行うことで業務内容が多少変更されてもおかしくないと考えられる。</p> <p>○したがって、委託内容に変更が生じた時点で、業務内容ごとの内訳を記載した見積書を徴取し、契約金額の妥当性を検討しておくべきであったと考える。今後委託内容が変更される場合には、内訳も含んだ見積書を再徴取し、契約金額を再度検討することが望ましい。</p> <p>○現在は、実際の調査回答事業者数に関係なく、委託金額が固定された総価契約となっているが、調査に係る費用として、単価契約にした方が適切かどうかについても、予算編成段階の見積と実績を比較検証する等により、検証・検討していくことが望ましい。</p>	<p>○委託内容の変更による見積書の徴取に関しては、今後、同様のケースが生じた場合、内訳を記載した見積書を徴取し、契約金額の妥当性を確認することとする。</p> <p>○総価契約の妥当性については、次回の実施に向けて、単価契約又は複合契約の可能性も視野に入れ検討することとする。</p>
<p>(2) 業務委託による効果、報告内容の分析や今後の方針検討の文書化について (P. 30)</p>		
<p>○業務を委託することによる効果については、荒川区モノづくりセンサスの実施についての令和3年度予算要求資料で明確化されている。実施した結果としても、区職員が報告内容の分析や今後の方針検討に十分な時間を使うことができ、業務を委託することによる効果は十分あったとのことである。</p> <p>○区職員が報告内容の分析や今後の方針検討を行った過程の資料は特に作成されておらず、文書化されたものは最終報告書に記載された「調査結果に基づく企業振興施策の今後の方針」や翌年度以降の予算要求資料のみとのことである。</p>	<p>○業務を委託することによる効果について、次回の予算要求時に資料作成するのではなく、年度終了時点で検証結果について文書でまとめておくべきと考える。</p> <p>○報告内容の分析や今後の方針検討については、十分な時間を使って行われていると思われるが、どのような議論を経て最終的にどのような方針になったのかを文書として残しておくことは、その後の検証においても有用であることから、作成・保存しておくべきと考える。</p>	<p>○業務委託をしたことにより、内容分析や方針検討に十分な時間を充てることができた実感している。今後業務委託する場合には、効果検証の結果を調査実施年度終了時点で文書でまとめることとする。</p> <p>○なお、モノづくりセンサスの中間報告内容に基づき、部内において事業実施の妥当性について議論を行い、ブラッシュアップを重ねて作成した予算要求資料が、報告内容の分析や方針検討に係る資料と捉えていたが、次の調査実施に活用できるよう適切に報告内容に関する分析の経過を残していく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
(3) 企業訪問管理システム及びあらかわ産業NETの情報更新について (P. 31)		
<p>○調査結果について、委託業者からデータベースのCSVファイルの提出を受けているが、企業訪問管理システムやあらかわ産業NETのデータ更新は行っていないとのことである。</p> <p>○アンケート調査の二次利用を制限しているため、データ更新は検討していなかったとのことである。</p>	<p>○二次利用等の課題がクリアできるのであれば、調査結果による企業訪問管理システムやあらかわ産業NETの情報更新を検討すべきと考える。</p>	<p>○次回の調査の際には、「回答いただいた課題について、産業経済部内支援策の担当への情報提供・支援に同意するか」といった質問項目を追加し、同意をいただいた場合は二次利用を行い、企業訪問管理システム等の更新に繋げることを検討する。</p>
(4) 調査員の資格確認について (P. 31)		
<p>○仕様書において、調査員を中小企業診断士とすることを定めているため、区としては調査員が中小企業診断士であるかどうかの確認は特に行っていないとのことである。</p>	<p>○委託業者が確認していると考えられるが、区としても説明会時に中小企業診断士であることを証する書類を提出してもらい確認する等、何らかの形で確認を行った方がよいのではないかと考える。</p>	<p>○次回の調査の際には、調査員が中小企業診断士であるかどうかの確認のため、中小企業診断士の登録番号を提出していただくこととする（登録番号が分かれば中小企業診断協会ホームページにて検索可能）。</p>
(5) 報告書のカラー印刷製本費の計上及び費用検証について (P. 31)		
<p>○「令和3年度荒川区モノづくりセンサス（製造業等実態調査）実施報告書」及び「令和3年度荒川区新型コロナウイルス感染症の影響に係る実態調査実施報告書」は、図やグラフが非常に多いため、カラーで印刷されている。</p> <p>○区役所で使用している製本用印刷機はモノクロ印刷のみ対応しており、カラー印刷の場合は外部の業者に依頼する必要があるが、その認識がなかったため、当初予算には報告書製本費を計上しておらず、予算の移用等で対応したとのことである。</p>	<p>○カラー印刷の報告書製本費について、当初予算に計上するよう区役所内で周知を図るとともに、カラー印刷対応の製本用印刷機を取得し区役所内で印刷する場合と、従来どおり外部の業者に依頼する場合に、いずれが費用削減となるか検討しておくことが望まれる。</p>	<p>○カラー印刷するものについて、外注するより経費が安い場合は区内印刷が可能である旨を印刷機器の使用基準において示しているが、今後は予算編成時に経費の比較等をした上で予算化すべきか十分に検討するよう周知徹底する。</p>
第四 施策2「創業・新事業創出の支援」		
1 モノづくりクラスター形成促進事業		
(1) 行政評価における事務事業の成果とする指標の設定について (P. 33)		
<p>○MACCプロジェクトにおける新製品・新技術として認定された製品等は、MACCプロジェクトのパンフレットに掲載されるとともに、区として半年ごとに販売状況を確認している。平成18年のプロジェクト始動以降、新製品・新技術として認定された29製品について、令和4年9月末時点の累計売上高は16億円とのことである。</p>	<p>○当該事業の目的は、区内での産業クラスターを形成し、「新事業やベンチャーの創出」、「既存企業の第二創業や経営革新」を促進することであるが、新製品・新技術の創出があったとしても、産業クラスターが形成できたか否かを判断することは難しいと考えられる。</p> <p>○したがって、現在、当該事業の成否を判断する指標として、新製品・新技術の開発件数を設定しているが、当該指標だけでは不十分であると考えられる。</p>	<p>○プロジェクトに参加する企業数は区内産業クラスターの形成促進状況を検証する重要な指標であるためこれまで成果指標として設定してきた。</p> <p>○今後、上記に加えて当プロジェクトの成果を適切に確認できる指標を検討していく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
	<p>○産業クラスターを形成できたか否かを判断する場合、プロジェクトへの参加企業数や、参加企業と学術機関や自治体、並びに金融機関とのどのような連携が行われたかを具体的に確認できる指標（例えば、参加企業から学術機関や自治体、並びに金融機関への相談件数、イベント数、特定テーマ研究会の開催回数等）を検討するとともに、その指標に関する目標を定めるべきと考える。</p>	
(2) MACCコーディネータの日々の活動状況の見直しについて (P. 33)		
<p>○現在、企業支援の知識・経験を有する4名をMACCコーディネータとして選任し、伴走型支援として企業訪問や経営相談を行っている。なお、MACCプロジェクト参加企業は令和4年9月末時点で100社あり、各社に対して担当コーディネータが割り振られている。MACCコーディネータは参加企業からの求めに応じて企業訪問を行っており、年間を通じて全ての企業を訪問できておらず、要望のあった企業を中心に支援活動を行っている。そのため、MACCコーディネータによる参加企業への関与度合いが企業ごとに異なっている状況である。</p>	<p>○企業相談員が企業訪問し、区が実施している補助金事業や表彰制度等を別途案内していたとしても、MACCプロジェクト参加企業は刻々と変化していると考えられるため、MACCコーディネータは自らが担当している企業を少なくとも年に1回以上は訪問し、現状や課題を把握しておくべきである。</p> <p>○こうした状況がMACCプロジェクト参加企業数が近年伸び悩んでいる要因の一つになっていると考えられることから、MACCプロジェクト参加企業数を増やしていくためにはどのように活動していくべきかを検討すべきと考える。</p>	<p>○約100社あるMACC会員企業のなかでもプロジェクトやコーディネータに求めるものは様々であるため、これまで4名のコーディネータが企業ごとに必要な支援内容等に応じて、訪問支援を行う等の役割を担ってきたところである。</p> <p>○今後さらにMACC会員企業を増やしていくとともに会員企業をきめ細かく支援するため、活動方策について引き続き検討していく。</p>
(3) MACCコーディネータの担当企業数の見直しについて (P. 34)		
<p>○令和4年9月末時点で100社あるMACCプロジェクト参加企業に対して、MACCコーディネータ4人が各社を担当しているが、担当社数について大幅な偏りがある。</p> <p>○この理由について確認したところ、企業ごとで必要とする支援の度合いが異なっており、より高度な技術的支援を必要とする企業を担当するMACCコーディネータについては、担当社数を少なくしているとのことである。</p>	<p>○担当社数の偏りにより、1人のコーディネータが参加企業を網羅的に支援できない状況を生み出す一因になることが考えられるため、担当社数の偏りをできる限り解消すべきと考える。</p>	<p>○大学工学部の職員と兼任しているMACCコーディネータは技術的課題の解決に強みを持つので、技術的支援を必要とする企業に集中して訪問させるスタイルとするなど、各MACCコーディネータのそれぞれ得意とする支援分野と企業が抱える課題や目指す姿などをマッチングさせて、最適な担当コーディネータを充ててきた。</p> <p>○支援内容によってコーディネータが対応する時間も一律ではないことから、コーディネータの担当社数も均等である必要はないため、今後もこれまでのように企業ニーズにあわせた担当の割振りを行う。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
(4) 企業訪問管理システムへのMA C Cコーディネータの活動内容の入力について (P. 34)		
<p>○MA C Cコーディネータは、参加企業の求めに応じて企業訪問を行い、課題解決や開発相談等を支援しており、月に1度、経営支援課内で活動報告を行っている。しかし、当該活動報告の内容について、経営支援課内のデータベースである企業訪問管理システムに網羅的に入力が行われておらず、また、活動報告書や活動報告の際の議事録等も作成されていないことから、MA C Cコーディネータの活動内容や参加企業への訪問状況を事後的に確認することができなかった。</p>	<p>○参加企業に対する支援内容や参加企業の状況を把握するために、MA C Cコーディネータは企業訪問管理システムに活動内容を入力し、網羅的かつ効果的に経営支援を行っていることを事後的に確認できるようにすべきである。</p>	<p>○MA C Cコーディネータの企業訪問管理システムへの訪問状況の入力について、一部のコーディネータのみ入力し、統一的な対応が取れていなかった。訪問内容について事後確認ができるよう入力をルール化する。</p>
(5) 新製品・新技術の開発件数目標の達成に向けた取組について (P. 34)		
<p>○当該事業の指標である新製品・新技術の開発件数について、令和8年度目標として10件を掲げているが、直近3年間の開発件数は合計2件である。</p>	<p>○令和8年度に単年度だけで開発件数10件を達成するに当たっては、開発を行う事業者を増やす必要があり、まずは、MA C Cプロジェクト参加企業数自体を大幅に増加させる必要がある。また、新製品・新技術開発は事業者主体で行われており、開発に当たっては複数年を要することもあるため、目標件数を達成するためには、産学公金の更なるネットワーク強化が必要不可欠である。</p> <p>○したがって、現状の指標で掲げている目標を目指すのであれば、新規にMA C Cプロジェクトに参加する企業数を増やすために、広告宣伝活動を積極的に行うことや、その先の展望として、参加企業が増えてきたらMA C Cコーディネータを増員することを検討する必要があるのではないかと考える。その一方で、開発に当たって複数年を要すること等の事情も加味して、現実的な目標を設定することも考えられる。</p>	<p>○令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で会員企業が新製品・新技術開発を控える動きがあったため、新規開発支援が十分に行えなかった。</p> <p>○アフターコロナにおいて企業訪問の頻度を上げていくにあたり現行の4名で対応可能であると考えており、関係機関と連携しながらより効果的な支援を目指していくとともに、MA C Cコーディネータの体制強化も含め、MA C C会員企業を増やしていくための活動方策について、引き続き検討していく。</p>
2 産学連携推進事業		
(1) 補助制度の十分な周知について (P. 37)		
<p>○区のホームページ等でも当該事業について掲載はしているが、MA C Cコーディネータや企業相談員が当該事業説明用のパンフレットを持参し、対象となりうる企業に対して事業の案内をするなど、より企業に密着した対応を行っている。</p>	<p>○MA C Cプロジェクト参加企業であっても、当該事業による補助制度について、十分な周知がなされていないのではないかとと思われる。対象となりうる企業に対しては、MA C Cコーディネータや企業相談員が巡回訪問し当該事業の案内を行うだけでなく、巡回訪問しきれないことによる周</p>	<p>○当該事業をより多くの企業に利用してもらうためこれまでの周知に加え、東京商工会議所と一層の連携強化を図るとともに、DMやメールマガジン、区内企業の会合等の機会を捉えて広く周知していく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
<p>○しかし、MACCコーディネータや企業相談員が巡回できる企業数は限られており、1年間で区内の事業者全てを訪問できていない。</p>	<p>知不足を引き起こさないよう、メールマガジンやダイレクトメール等の方法も活用しながら、より一層の周知に努めるべきである。</p> <p>○また、MACCプロジェクト参加企業の増加やMACCプロジェクトのより一層の活性化は、当該事業の対象となる企業の増加や利用企業の増加に繋がると考えられるため、両輪で事業の促進を図っていくべきである。</p> <p>○さらに、令和3年度に東京商工会議所と産学公連携相談窓口に関する覚書を締結した結果、既に区と連携協定を締結している教育機関や研究機関だけでなく、東京商工会議所が連携している教育機関や研究機関にも繋げることができるようになったとのことであるため、そういった機会も捉えながら、対象となりうる企業に周知を行い、当該補助事業の利用を促していくべきと考える。</p>	
<p>(2) 補助制度利用後の企業等の活動状況把握による事業の効果検証について (P. 37)</p>		
<p>○当該事業の補助金を利用した企業等について、補助金申請時の資料は保管しているが、補助金利用後の活動状況や実績については、情報が集められていなかった。</p>	<p>○補助を行うことにより産学連携の強化を促し、新製品・新技術の開発を促進することが当該事業の目的である。補助金を利用した事業者が、補助の結果どのような成果を得たか確認することで、当該事業が区内製造業者等のニーズに合っているか否かを把握することが可能になると考えられる。</p> <p>○したがって、補助を行った企業等について経過観察を行い、どのくらい当該事業が新製品や新技術の開発、地域産業活性化に結び付いたかを確認すべきである。</p>	<p>○産学連携に関する補助金の中で、新製品・新技術の開発を目的とするものだけでなく、企業経営課題の解決や素材の分析・試験を目的とするもの等があり、一概に補助を行った企業全ての経過を確認することが事業の効果測定に効果的であるとは言い難い面もあるため、可能な範囲で補助をした企業の追跡調査を行うことを検討する。</p>
<p>(3) 荒川区地域産業活性化パートナー認定者の区ホームページ等での紹介について (P. 37)</p>		
<p>○地域金融機関連携型課題解決支援事業では、地域金融機関の職員を対象に、委託先大学が企業の課題や将来性を適切に見極めるための講習等を実施している。講習を受講した地域金融機関の職員が提出するレポートを委託先大学に評価してもらい、その評価結果を参考に、区が講習を受講した地域金融機関の職員を荒川区地域産業活性化パートナーとして認定している。</p> <p>○区としては、目利き力が向上した地域金融機関の職員が荒</p>	<p>○当該目的を鑑みれば、パンフレットだけでなく様々な媒体で認定者の紹介や受講後の取組を紹介することが望ましいと考えられる。したがって、区のホームページ等においても認定者の紹介や受講後の取組における好事例を掲載し、より積極的にPRすることを検討すべきと考える。</p>	<p>○当事業の講習を受講し地域産業活性化パートナーとなっている金融機関職員は118名おり人事異動等で区外に転出することもあるため、区HPでの紹介は行わず、年度ごとにパンフレットを作成し紹介してきたところである。</p> <p>○今後該当金融機関とも相談し、区HP等において好事例等を紹介することが可能であるか検討する。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
<p>川区地域産業活性化パートナーとして地域産業活性化の一翼を担ってほしいという目的で認定を行っており、認定者を紹介するためのパンフレットを毎年作成し、金融機関で配布している。しかし、区のホームページでは認定者の紹介を行っていない。</p>		
<p>3 地域産業創出プロジェクト推進事業</p>		
<p>(1) 広い範囲での広告活動の実施や2か年事業としての有効性向上について (P. 40)</p>		
<p>○区は当該事業を2か年事業としており、1年目のセミナー事業参加者が2年目のビジネスプランコンテストに応募し、区内での創業者の増加に繋げることを目的としている。</p> <p>○事業実施の結果、直近2回のセミナー事業参加者（平成30年度は10名、令和2年度は16名）のうち、翌年度のビジネスプランコンテスト応募者は令和元年度、令和3年度ともに3名であった。また、令和3年度に区内創業に対する賃料補助を受けている事業者は1事業者であった。</p>	<p>○いずれの年度も、セミナー事業参加者のうち翌年度のビジネスプランコンテストに応募した事業者は多いとは言えず、割合としても低いため、2か年事業としての有効性が結果として表れていない。</p> <p>○また、賃料補助を開始したのは令和元年度からと歴が短いこともあり、区外創業者を区内に呼び込むという効果が現状表れていない。</p> <p>○当該事業の実施による区内創業者の増加を目指すためには、成果指標の目標値にもあるとおり、セミナー事業参加者及びビジネスプランコンテスト応募者の増加が必要である。区内での創業誘致を図るためにも、区内だけでなく区外の創業希望者に当該事業の情報が伝わるような広告活動を行い、より広い範囲で周知を図るべきである。</p> <p>○また、ビジネスプランコンテストに応募しなかったセミナー事業参加者や、ビジネスプランコンテスト応募者の区内定着状況及びその後のビジネスの状況について、例えばインターネットを介したアンケート等により追跡調査を行い、調査の結果を当該事業に反映させ、その後の区内創業に結び付くよう継続的なフォローアップを行うことを検討すべきと考える。費用対効果を考慮の上、検討されたい。</p> <p>○さらには、「創業・新事業創出の支援」で行っている起業家支援育成事業等の他の事務事業との関連性を整理することによって、施策全体として区内産業の活性化、区内創業者の増加に直接的に結び付いた取組になっているかを継続的に評価し、評価結果に応じて事業の見直しを図っていくべきである。</p>	<p>○区外創業者への周知については、現在は区HPでの周知にとどまっているため、今後は区外にも支店をもつ金融機関や商工会議所等の関係機関のネットワークも活用して区外創業者も巻き込めるよう工夫した周知広報に努める。</p> <p>○また、参加者のコンテスト後の状況については、交流会や個別の相談会を通して把握し必要な人には支援をしてきたが、全員を追跡できていないため、アンケート調査を行い、必要に応じて区の創業支援施策に繋げるなどの継続的な支援を行うことも検討する。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
(2) 行政評価における事務事業の成果とする指標の設定について (P. 40)		
<p>○区は当該事業の成果とする指標をビジネスプランコンテストの応募件数及びアントレプレナーセミナーの参加者数としている。それぞれの指標は令和8年度の目標値に対し概ね増加傾向にあるものの、前述のとおり、セミナー事業参加者からコンテストに参加した事業者数はいずれも直近2回で3名となっている。</p>	<p>○区内創業者の増加に至る指標、例えばセミナー事業参加者のうちコンテストでの入賞者数や、コンテスト入賞者の区内創業による家賃補助の実施件数等でなければ、セミナー事業及びコンテスト事業にかけた費用が、どの程度区内創業や区内産業の活性化に結び付いたかを定量的に評価することができない。したがって、事業目標達成に向けた具体的な指標を設定すべきである。</p>	<p>○令和5年度から事業目標に向けた成果を図ることができる指標の設定を検討する。</p>
4 起業家支援育成事業		
(1) 目玉となる支援メニューの不在について (P. 42)		
<p>○全国、東京都、特別区と比較すると、区の開業率はかなり下回っている。区としても起業家支援育成事業は重点推進事業の1つに掲げており、多くの創業支援メニューを以前から継続して行っている。</p> <p>○創業支援セミナーについては、講師数や会場の都合によりスタートアップコースは1セット6回のカリキュラムで10名を対象としており、年間のセミナー受講者数は最大で2セット20名となっている。なお、令和3年度はセミナー受講希望者が1セット25名いたが、10名に受講者を</p>	<p>○他区でも全ての区において起業家支援育成事業を行っていることもあり、区の開業率の改善には至っていない。区外の在住者に対する区の知名度を積極的に向上させるとともに、起業家支援育成事業において、目玉となる支援メニューが必要と考える。</p> <p>○事務所等賃料補助事業を目玉となる支援メニューにするのであれば、補助事業を積極的に宣伝していくことが必要である。また、創業支援コワーキング事業で創業希望者を多く集め、起業家支援育成事業で創業支援を支える流れを強固にしていくべく、ニーズに合った支援メニューを増強させることが考えられる。さらに、既に創業支援を実施しているファッションクリエイター以外で、地場産業の強みを生かせる業種や、時代のニーズに合った業種に特化した起業家支援育成を実施していくことも一つの方法として考えられる。</p> <p>○以上のように、様々な観点から検討を行い、起業家支援育成事業における、目玉となる支援メニューとなりうるものを特定し、実行していくべきである。</p> <p>○現在、年間のスタートアップコース受講者の令和8年度目標値を60名としており、それを実現するためには、1度のセミナーで30名以上受講できる体制とするか、現状の10名定員を維持するのであれば同様のコースを3講座以上用意する必要がある。したがって、創業支援セミナーの</p>	<p>○これまで創業支援施策において、目玉となる支援メニューの実施という観点よりは、様々な角度からの支援ということで、セミナーや起業家交流会の開催、相談窓口の開設、コワーキングスペースの設置、賃料補助の実施など、多岐にわたり創業者の支援を行ってきており、他区と比較しても支援メニューの充実度は高いものとなっている。引き続き利用者のニーズを検証しながら、区の開業率の改善につながるよう、事業の新設・改善を図っていく。</p> <p>○なお、創業支援セミナーにはスタートアップコース（定員10名×2回）とアドバンスコース（定員10名×4回）の2種類あり、現在の目標値はスタートアップコース参加者60名と記載しているが、正しくはスタートアップコースとアドバンスコースを足した人数の目標が60名であっ</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
制限したとのことである。	講師数やセミナー会場等を徐々に増加させていくことが必要と考える。	た。したがって事務事業分析シートの誤りを修正することとする。
(2) 行政評価における成果指標の集計方法と追跡調査の実施について (P. 43)		
○当該事業の成果指標である「受講者の開業者数」は、創業支援セミナーのスタートアップコース受講者のうち創業融資を受けた事業者数を集計している。したがって、セミナーを受講し区内で創業した事業者であっても、創業融資を受けていない事業者については把握できていない。	○セミナー受講者のうち創業した事業者を把握し、その後の追跡調査を行うことで、セミナーの有効性等を判断できると考えられる。したがって、費用対効果を考慮の上、セミナー受講者の創業の有無や、その後の状況について、できる限り追跡調査を行い、調査結果を分析し、当該事業の内容の見直しに活用することが必要と考える。	○次回セミナーから、参加者のその後の状況についてアンケート調査等を行い、結果を事業内容の見直しに反映させるなどの対策を行うことも検討する。
(3) セミナー受講者の年代や開業業種の拡大について (P. 44)		
○創業支援セミナー受講者は、30～50代が多く、10～20代の参加者は少ない。 ○また、業種としては、IT・情報通信関連業種の開業が少ない。	○幅広い年代の開業を支援することで、様々な業種の創業が見込まれることから、10～20代の創業希望者によるセミナー参加が増加するように、広告宣伝方法を変更する必要があると考えられる。また、10～20代の創業希望者やIT・情報通信関連業種の創業希望者向けのセミナーやイベントを開催することで、若い世代や様々な業種の開業を支援すべきと考える。	○若い世代のセミナー参加を増やすため、区報、HPでの周知に加え、より若い世代の目に止まりやすいツイッターやLINE等を使った周知を行う。 ○また、令和5年度から新規で25歳以下に向けた創業機運醸成のためのセミナーを実施する予定であるため、そうした機会も使って若い世代向けの広報に努めていく。
(4) 創業相談の更なる利用促進について (P. 44)		
○創業相談について、区役所本庁舎での窓口相談は平日毎日、中小企業診断士により実施している。また、賃料補助を受けられる事業者が創業相談員が直接訪問し、創業相談を行っている。そのほか、メールでの相談や相談希望者が指定する場所に赴いての創業相談にも応じている。 ○窓口については、創業融資も関係するため、区役所本庁舎での開設が望ましいとのことである。	○創業希望者の場合は、現在の職に就いていることも考えられるため、週1回は区内の主要駅の近く又は人が集まりやすい施設に窓口を設置することや、休日に窓口を設置する、窓口だけでなくWEBによる相談も受け付ける等、今まで以上に創業希望者が気軽に相談できる体制を構築し、積極的にPRすることで、創業相談の更なる利用促進を図ることを検討すべきと考える。 ○区は平成26～28年度に「出張よろず相談会」を区内のふれあい館において年3回土曜日に開催したが、相談件数が少なかったため、その後は取り止めた経緯があるとのことである。その経緯も踏まえ、当時の問題点やどのような開催方法が最も相談希望者のニーズに合致するかをよく検討した上で、創業相談の更なる利用促進を検討されたい。	○創業相談については、事業内容や金銭面の聞き取り等を行うため、区役所窓口への来訪を基本としているが、様々な相談希望に対応するため、区役所窓口での対応に加え、電話やメールでの相談も受け付けている。 ○加えて創業希望者が区役所に来ることができない場合は、創業相談員が自宅や企業に訪問し相談に乗る対応も行っている。 ○さらに、令和5年度からの庁舎のオンライン環境の整備を踏まえ、相談者が希望すればオンラインによる相談も受け付ける。 ○引き続き、相談希望者のニーズに応じた相談体制を構築し利用促進を図っていく。

現状	監査意見	意見に対する対応内容
5 近隣区モノづくり連携事業		
(1) 行政評価における事務事業の成果とする指標の設定について (P. 45)		
<p>○区は、東京T A S K事業のうち、自区が担当するT A S K製品開発事業参加企業の満足度のみを事務事業の成果指標としている。当該指標は、T A S K交流会に参加した企業へアンケートを実施し、回答件数のうち「デザイン個別相談が意義のあるものであった」と回答のあった件数を割り出し算出している。令和3年度は3社からアンケートを回収しており、満足度は100%となっている。</p>	<p>○実際にT A S K交流会に参加した企業は5社（その他1社が途中参加）であったため、満足度が正確に測定されているとは言い難い。</p> <p>○また、4区共同のプロジェクトのため、区独自では限界がある部分もあると思われるが、個別相談の満足度だけでは、事業目的が達成されていることを明確に示す指標とは言えない。</p> <p>○現在の事業内容により地域特性を生かした地域産業の創出と技術、人材等の地域資源を活用した産業の活性化という目的が達成されているかを明確に示す指標、例えば相談の結果、製品開発を行った区内事業者数や区内事業者の新商品コンテスト応募点数、販路開拓支援により増加した区内事業者の売上高等を参考指標として加えることを検討すべきと考える。</p>	<p>○他区の担当事業の成果について、ご指摘を踏まえ、参考指標とすることを検討するとともに、連携事業としての強みを生かし、引き続き、コンテストや展示販売会での成果向上に努めていく。</p>
(2) T A S K交流会（相談事業）の利用上限の検討について (P. 46)		
<p>○令和3年度において、当初は、6事業者各10時間で合計60時間を目安に相談事業を実施するよう委託していたが、実際は5事業者で合計62時間の実施であった。</p> <p>○内訳を確認したところ、事業者ごとの相談時間について、2時間の相談を実施した事業者がいれば、25時間の相談を実施した事業者もあり、当初想定1事業者10時間という目安と大きく乖離していた。</p> <p>○これは、相談時間が少ない事業者がおり、余った時間を、相談を希望する事業者に充てたためとのことである。</p> <p>○なお、当初は6事業者を予定していたが5事業者で収まっていたために、全体の時間数としては2時間の超過のみで完了したと思われる。</p>	<p>○毎年相談を行えることから、前年から継続して相談を行っている事業者もあり、前向きに相談事業を活用してもらえている一方、より多くの事業者が相談を受ける機会を得ることも重要であると考え、T A S K交流会という制度としては、相談時間上限を設ける等の対応も必要である。</p> <p>○あわせて、相談内容に基づき、より適した別の支援事業を紹介するなどして、多角的に支援することも検討することが望ましいと考える。</p>	<p>○やる気のある前向きな事業者を支援する区の姿勢は、他の事業者にとっても刺激となり、地域産業全体の底上げにつながる可能性があると考えている。</p> <p>○一方、支援時間等に極端な偏りがあるような場合は、より多くの事業者が相談事業を活用できるよう、一定程度の調整を行うことや、より適切な支援事業につなげていくことなどを検討していく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
(3) 東京TASKプロジェクトへの区の積極的な関与について (P. 46)		
<p>○当該事業は、令和2年度より「東京TASK」としてリニューアルし、4区で連携し、実施している。その内容や各区の担当は3、4年程度の周期で見直しを行っており、その間に変更を行っていない。</p>	<p>○各区が固定した事業を行うことで、各事業に係るノウハウの構築等により継続的な改善ができるという利点はあるが、同一事業を継続しているのみでは、事業の目的である地域特性を活かした地域産業の創出と技術、人材等の地域資源を活用した産業の活性化を図ることを達成するのに、時間を要してしまう可能性があると考えられる。</p> <p>○4区共同のプロジェクトのため、区独自では限界がある部分もあると思われるが、各区での実施事業の検討や役割分担のローテーションについて、適宜見直しを図り、各区単独では行うことのできない4区連携による効果を事業者が享受できるよう、区は東京TASKプロジェクトに積極的に関与していくべきである。</p>	<p>○4区共同のプロジェクトであり、各区の事情もあることから、担当事業のローテーション等に関しては、難しい面もあると考えられるが、連携事業の強みを生かし、引き続き、事業企画や運営面で互いに協力しながら、区として積極的にシナジー向上に努めていく。</p>
6 荒川区新製品・新技術大賞		
(1) 応募者の増加施策について (P. 48)		
<p>○荒川区新製品・新技術大賞は過去5回開催しており、応募件数について、第1回は26件であるのに対し、第2回から第4回は19件、直近開催の第5回は17件と徐々に減少傾向にある。区は開催に当たり、ホームページや区報、チラシの配布、MACCプロジェクト参加企業へのメールマガジンやダイレクトメールの送付、ソーシャルネットワークサービス(SNS)を活用し周知を行い、参加企業を募集している。</p> <p>○しかし、参加対象を区内企業に限定しているため、母数に制約がある関係上、応募件数が伸び悩んでいる。また、各事業者の応募回数に制限を設けていないことから、毎回応募している事業者もあり、過去の受賞企業の中には同一企業が複数回受賞しているケースがある。</p>	<p>○区としても課題として挙げているところであるが、一部の企業のみ応募になることを避け、広く応募しやすいようにするためには、後援機関である金融機関や東京商工会議所等との一層の連携や、更なる後援機関を募る等により、広告活動の充実を図る必要がある。</p> <p>○また、MACCプロジェクトでの新製品・新技術開発支援等、他の事業における支援を通じて、参加企業の増加を図る必要がある。</p> <p>○さらに、荒川区新製品・新技術大賞の知名度を向上させる必要があると考える。例えば、荒川区新製品・新技術大賞のロゴ(マーク)を作成し、受賞製品を梱包する箱等にシールとして貼ってもらうことや、製品紹介のホームページ等にロゴを掲載してもらう、区内の主要駅やバス等に広告を設置する、マスコミに取り上げてもらうよう依頼する等、従来の概念に捉われず、できることを実施することが望ましいと考える。</p>	<p>○参加企業の増加に関しては、後援機関である金融機関や東京商工会議所等との一層の連携や、更なる後援機関を募る等により、広告活動の充実を図り、参加企業の増加を目指すとともに、頂いたご意見をふまえ、知名度向上に向けた方策の検討を進めていく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
(2) 行政評価における事務事業の成果とする指標の設定について (P. 48)		
<p>○区は当該事業の成果とする指標として、荒川区モノづくりセンサスの調査項目である「新製品・技術の開発に対する取組意欲」を設定している。</p>	<p>○当該指標は、事務事業の目的である「区内中小企業による新製品等の開発気運の醸成を図ること」を測定する指標として、一定程度有効であることは認められるが、事業の成果を明確に表す定量的な指標とは言い難い。</p> <p>○当該事業の成果を示す指標としては、より直接的に区内企業による新製品・新技術の開発の活性化を測定できる指標、例えば、荒川区新製品・新技術大賞の応募件数や、受賞製品の受賞後の売上高等を指標とする等、現在の指標に加えて複数の指標を設けることを検討すべきである。</p>	<p>○事務事業の目的である「区内中小企業による新製品等の開発気運の醸成を図ること」を測定する指標に関して、「荒川区新製品・新技術大賞の応募件数」は、事業の効果を測定し得る定量的な指標であると考えられるため、指標に追加することとする。</p>
7 ファッションクリエイター向け創業支援施設運営費		
(1) ファッション関連産業の街としてのより一層のイメージ定着について (P. 50)		
<p>○本施設は日暮里繊維街に位置し、繊維産業との協業を見据えて、ファッション関連産業の創業支援を行う施設となっている。</p> <p>○区では日暮里地域をファッション関連産業の街としてイメージ定着が図られるよう様々な施策を講じており、本施設もそのイメージ定着の一翼を担っているところである。</p>	<p>○日暮里地域は繊維街としてのイメージはあるものの、ファッション産業としてのイメージは未だ高くないと考えられる。</p> <p>○日暮里地域がファッション関連産業の街であることについて、イメージ定着をより一層図るべく、例えば、現在イデタチ東京に入居している事業者がファッション雑誌等のマスコミに度々紹介されていることをイデタチ東京のホームページ以外の媒体を活用し区外に積極的にPRすることや、日暮里・西日暮里地域には社交ダンスの衣装店が多いことからその特徴を活かした関連企画を展開する、日暮里繊維街には海外の方が訪れることが多いため海外のファッションをテーマにした企画を実施する等、様々な方法から効果的と考えられる方策を実施し、より一層の積極的なPRを行っていくべきである。</p>	<p>○イデタチ東京では全国から参加できるファッションビジネスに関するオンラインセミナーを年4回開催し、今年度は平均100名/回以上に申し込んでいる。当セミナー冒頭では、日暮里地域やイデタチ東京の紹介を行うなど全国の視聴者に向けて日暮里地域の魅力を発信している。</p> <p>○今後も、イデタチ入居者がファッション雑誌等のマスコミに取り上げられること自体が大きなPRになるため、効果的な支援に取り組んでいく。</p>
(2) 行政評価における事務事業の成果とする指標の設定について (P. 50)		
<p>○区は事務事業の成果とする指標として、セミナー参加者数を設定している。</p>	<p>○セミナーの参加は、本施設や区の支援制度を知ってもらうきっかけになると考えられることから、セミナー参加者数を事務事業の成果とする指標として、参加者数を増やすことは有効である。</p> <p>○当該事業の目的はファッション関連産業の創業支援であることから、当該施設の入居希望者数や、施設入居者のファ</p>	<p>○本事業の成果とする指標について、運営事業者とも協議し、セミナー参加者数以外にも事業成果を効果的に測定できる指標の設定を検討する。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
	<p>ファッション雑誌等での紹介件数、日暮里織維街とのタイアップ企画数等、複数の指標を事務事業の成果とする指標に設定し、ファッション関連産業の創業に繋がっているかを把握すべきである。</p>	
<p>8 創業支援ワーキング事業</p>		
<p>(1) 行政評価における事務事業の成果とする指標の設定について (P. 51)</p>		
<p>○区は事務事業の成果とする指標として、年間延べ利用者数と会員登録者数(累計)を設定している。</p>	<p>○当該指標は当該事業の目的である創業の喚起に対して、間接的には関連する指標であるが、直接的な関連性は見られない。受託業者は当該事業の成果として2つの指標を増やすことに重点を置き、事業を企画し運営すると考えられるが、年間利用者数や会員登録者の増加がなされたとしても、創業の喚起に結び付くとは限らない。</p> <p>○事務事業の成果とする指標として、現行の指標に加えて、当該事業における会員登録者や相談者のうち区内で創業した者の人数等を設定することを検討すべきである。</p> <p>○また、会員登録者や利用者が他の事業における支援を積極的に利用することにより、区内创业者の増加に繋がるよう、より一層の広告活動を行っていくべきである。</p>	<p>○運営事業者とも相談し、登録会員への定期的な状況把握が可能かどうか検討する。</p> <p>○また、会員に対する他の創業支援施策の案内については、現在も起業支援メニューパンフレットの配架や事業チラシの配付、集合型イベントにおける案内など利用者への周知を行ってきたところであり、今後とも引き続き積極的に周知広報に努めていく。</p>
<p>(2) 当該事業の積極的なPRと今後の事業展開について (P. 52)</p>		
<p>○区が株式会社ツクリエから提出を受けている報告書によると、令和3年度の平均利用者数は1日当たり1.4名となっている。</p> <p>○また、ふらっとにっぽりは、日暮里駅及び三河島駅から徒歩8分と利便性が高いとは言えず、ツムギバの開設は週3回(月曜、水曜、金曜)の午前10時から午後5時に限られている。</p> <p>○さらに、当該スペースはあくまでも隣接する貸会議室の待合利用に主に使用されているため、大規模集会開催時にはツムギバは開設されない。</p> <p>○なお、隣接する3室の貸会議室について、年間いずれかの部屋が利用された日数は133日となっており、一定の利用がなされている(7月から9月までは新型コロナワクチ</p>	<p>○緊急事態宣言による半年間に及ぶ開設中止を考慮しても、利用者数が多いとは言えない。また、ツムギバについても、時間的、空間的な制約が多分にあることから、創業を目指す社会人等が利用しやすい状況とは言い難い。</p> <p>○現状の業務委託契約は複数年契約であるため、まずは、より一層のPRを積極的に行い、会員登録者や利用者の増加を図っていくべきである。</p> <p>○その上で、会員登録者数や利用者数が伸び悩む場合には、民間でもワーキングスペース(オフィス)事業は広く行われており、利便性が高く、利用者同士の交流を促すサービスを定期的に提供している事業者も多くあるなかで、区として当該事業をどのように展開していくべきかを検討すべきである。</p>	<p>○令和3年2月の開設から新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令やその後の利用制限、またワクチン接種会場による長期休止など、開設から積極的なPRができない状況であった。</p> <p>○令和5年3月からは利用者を増やすべく日暮里駅への大型ポスターの掲出やSNSでの発信回数の増加、対面型イベントの定員の増加など積極的に利用者の増加を図っており、令和5年2月は利用者数2.7名/日と開設以来最高となった。</p> <p>○今後は、新型コロナウイルス感染症の動向も注視しながら、本来の事業目的を達成することができるよう、積極的なPRを行い、会員登録や利用者の増加に努める。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
<p>ン接種会場となっていたため、利用日数には含めていない)。</p>	<p>○また、同様の事業を展開していくのであれば、当該事業の目的である「潜在的な創業希望者層が気軽に立ち寄り、自由で活発な交流の中から新ビジネスのアイデアが生まれる空間創出」となるよう、利便性が高く、常時開設しており、活発に交流できる場所を提供すべきと考える。</p>	
<p>(3) 固定資産管理について (P. 53)</p>		
<p>○ふらっとにっぽり内には、3階にツムギバと5階にイデタチ東京が設置されている。施設開設後間もないこともあり、固定資産については開設以降、現物の確認を行っていないとのことである。</p> <p>○今回の監査に際し、施設内の固定資産について固定資産明細と照合したところ、一部の固定資産について、固定資産番号が記載されたラベルが貼り付けられていない事象が見受けられた。また、3階に設置されているはずの資産が5階に移動されている事象もあった。</p>	<p>○固定資産については、固定資産ごとにラベル等による管理を行い、移動の際には記録を残し、一定期間ごとに現物実査を行い確認すべきである。</p>	<p>○一部で固定資産番号ラベルが剥がれてしまっていた備品があったため、貼り直した。</p> <p>○ふらっとにっぽり3階ツムギバから5階イデタチ東京に移動させた備品については、物品異動の手続を行った。</p> <p>○今後は、定期的に備品の現物調査を実施する。</p>
<p>9 クラウドファンディング活用支援事業</p>		
<p>(1) 補助金支給対象事業のリターン (製品又はサービスの提供) 実行の確認について (P. 54)</p>		
<p>○区は補助金の支給に当たり、事業者に対し、クラウドファンディングを活用し資金の調達を完了した日から起算して3か月以内に、荒川区クラウドファンディング活用支援事業補助金交付申請書兼実績報告書及び次に掲げる書類の提出を求めている。</p> <p>○区は、事業者から上記書類の提出を受け、新製品や新サービスの開発によるものという要件に適合した事業について承認し、実際に実施していることや手数料金額を確認している。</p> <p>○しかし、区は、事業者が資金を集めた後に、資金提供者に対しリターン、すなわち購入型であれば製品等の送付、寄付型であれば支援対象プロジェクトを実行したかどうかを示す資料の提出を求めている。</p> <p>○区としては、当該事業は事業者がクラウドファンディングサービスを利用した際の、当該サービス運営事業者に支払う手数料の一部を補助するものであるため、クラウドファ</p>	<p>○リターンが実行されていないとすればクラウドファンディングの利用について、そもそも問題がある。申請事業者が実際にリターンの実行を行ったかを書面等で確認し補助金を支給するか、補助金支給後に実際にリターンの実行が行われたかを書面等で確認できない場合は、返還を求める等の対応が必要であると考えます。</p>	<p>○これまで区は新製品開発や販路拡大のためにクラウドファンディングを活用して資金調達を目指す事業者に対し、スピーカーに支援するため、リターン実行の確認を補助金支給要件としていなかった。</p> <p>○区として補助金を支給するにあたり、支援者に対しリターンを実行していないということがあれば、問題があるものと認識している。</p> <p>○補助金受給者からのリターン完了の報告については、今後、他自治体の動向も参考にしながら、具体的な対応について検討する。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
<p>ンディングサービスを利用したかどうかにか点を置いているとのことである。</p>		
(2) 補助金支給後のフォローアップについて (P. 55)		
<p>○区は補助要件に適合した申請に対し、クラウドファンディングの実施及び手数料金額を確認した上で補助金を支給している。</p> <p>○しかし、区は補助金支給後に事業者の製品・サービスがどのように販売継続、拡大しているかを継続して調査していない。</p>	<p>○当該補助制度の有効性を高めるためにも、補助を行った事業者に対し、一定期間経過後に製品・サービスの売上状況等を確認することや、事業者からの営業状況の報告を補助要件に加える等を検討すべきである。</p> <p>○また、他の補助金や高度特定分野専門家派遣事業の利用、制度融資の紹介等、補助金の支給以降も事業者の継続的な支援が可能となるよう整備していくことも検討すべきである。</p>	<p>○今後は、クラウドファンディングの活用がその後の売上拡大に寄与しているか検証できるよう、クラウドファンディング実施から一定期間経過後に製品・サービスの売上状況等の確認を行うこととする。</p> <p>○そして、状況が芳しくない場合には、企業相談員や高度特定分野専門家の派遣、制度融資や補助金の案内などのフォローアップを行っていく。</p>
第五 施策3「企業経営革新の支援」		
1 中小企業融資事業、中小企業融資原資預託		
(1) 信用保証料補助後の返還の取扱いについて (P. 61)		
<p>○現状、信用保証料補助後に繰上返済があった場合には、信用保証料未使用額の返還を求めている。</p> <p>○一方、事業者の区外転出等の一定の場合には、当該返還の対象外とする取扱いとなっている。この点について質問したところ、区外転出等があった場合、その後の繰上返済の有無等を追跡できず、転出先によっては信用保証協会から情報を入手することが困難とのことである。また、最初に保証料が控除されて融資が継続している場合、按分計算によって返還額をいくらにすべきか決定することを含め、既に区外事業者となった者に返還を求める事務の煩雑性といった事情があるとのことである。</p>	<p>○返還を求める趣旨からすれば、結果的に当該取扱いから外れることとなるため、その取扱いの公平性等の観点から、区外転出等の一定の場合も当該返還を求めるようにするかを検討されたい。</p>	<p>○区外転出者等による繰上完済に伴う信用保証料の返還については、転出先管轄の保証協会支店にも資料の提供をしていただけるよう、信用保証協会と協議を行っていき、返済方法等の検討を行っていく。</p>
(2) 信用保証料補助金支出に係る起案書添付書類(支出証憑)の添付誤りについて (P. 61)		
<p>○信用保証料補助金の支出に係る起案書及び起案書に添付された支出証憑を閲覧する中で、起案書記載の支出合計額と振込証跡の支出合計額が不一致であるものが存在した(令和4年2月実績分)。具体的には、起案書記載の支出合計額が21,662千円であった一方で、振込証跡の支出合計額が20,887千円となっていた。</p> <p>○当該不一致について質問したところ、融資自体の誤りはな</p>	<p>○当該時期は、新型コロナウイルス対応により融資あっせん申請件数が増加しており、繁忙期であったこと等から、誤りが生じたと考えられるとのことである。支出自体の誤りではないことを踏まえても、起案及びその承認において、当該不整合がある状態で行われていることは問題であり、再発防止を図ることが必要であると考ええる。</p>	<p>○データ記載の正確性について、確認の徹底を行い、再発防止に努めていく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
<p>く添付書類の誤りであり、振込証跡について前月分を添付していたとのことであった。</p>		
(3) 法人登録印に係る法令等の改正対応について (P. 62)		
<p>○現在、融資あっせん申請添付書類の中で、法人については、登記所の法人登録印を要求している。</p>	<p>○令和元年の商業登記法改正により、令和3年2月15日から、法人が登記の申請をオンラインで行う場合は、法人の印鑑の提出が任意になったことから、登記所の法人登録印がない企業が存在することが想定されることとなる。</p> <p>○押印の趣旨に照らし、代替的な措置を想定する等の対応が必要となる可能性があり、関係機関と調整の上、検討されたい。</p>	<p>○法人の印鑑証明書は、現在、金融機関並びに信用保証協会においても必要書類とされていることから、両機関との検討を行っていきたい。</p>
(4) 中小企業融資原資預託の実効性検証とあり方の検討について (P. 62)		
<p>○令和3年度荒川区中小企業融資要綱第3条では、「区は、取扱金融機関に対し融資の原資となる資金の一部を預託する。」と定めている。</p> <p>○預託制度は23区中14区が休止しており、こうした他区の動向や財政状況を踏まえ、事業規模の見直しや休止の検討を行ってきたが、関連団体からの意向も勘案し継続しているとのことである。</p>	<p>○取扱金融機関に対し融資の呼び水として原資を預託し、これをもって融資の実行率を上げるという趣旨を鑑みれば、「融資の原資となる資金」としての使用実態や、当該預託によって融資の実行率がどの程度上がったのかという成果を明確化すべきと考える。また、他区における同預託制度の休止状況等を踏まえると、上記預託制度の趣旨が現在においても実務に合致していることが明らかでない状況とも言えるため、事業の実施方針について検討すべきである。</p>	<p>○預託金については、事業の成果や他区の動向等を踏まえ、今後の在り方等を含めて取扱いを検討していく。</p>
(5) 事務事業分析シート等における記載誤りについて (P. 63)		
<p>○事務事業分析シート（令和4年度）の実績の推移に記載されている令和2年度及び令和3年度の利子補給額、平成28年度、平成30年度、令和元年度及び令和3年度の信用保証料補助額、平成28年度、平成30年度、令和元年度、令和2年度及び令和3年度の信用保証料補助件数、予算・決算の内訳の令和3年度決算及び令和4年度予算が誤って記載されていることが判明した。加えて、問題点・課題に記載されている令和3年度の実行金額についても、記載誤りが判明した。</p> <p>○令和3年度の利子補給額及び信用保証料補助額のうち経済急変対応融資（新型コロナ対応）について、その一部は国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当している。この新型コロナウイルス感染症対応地方</p>	<p>○事務事業分析シートは行政評価の一環として作成されるものであり、当該内容に誤りがある場合、適切な行政評価の前提となるべき情報に誤りが含まれることとなるため問題である。したがって、入力の正確性及び当該正確性の承認をより徹底すべきである。</p> <p>○事業費や件数の変更があった場合には、その時点において、公表しているデータの差し替えを行うべきであったと考える。また、事務事業分析シートと同様、情報の正確性及び当該正確性の承認をより徹底すべきである。</p>	<p>○信用保証料について、融資実行月の翌月に金融機関から融資実行報告の提出を受け、当該報告のあった翌月に支出を行っている。（融資実行月の翌々月支出）</p> <p>○3月に融資実行したものは、4月に金融機関から融資実行報告を受け、その翌月である5月に支出を行うため、統計処理において、融資実行した3月で処理したものと、実際に支出した5月で処理するものが混在しており、相違が生じてしまった。</p> <p>○その他の記載については、数値の入力ミスにより生じた誤りである。</p> <p>○まずは、事務事業分析シートの修正を行うとともに、今後は、会計年度ごとに統計処理するよう改め、データ記載の正確性についても、確認の徹底を行い、再発防止を図る。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
<p>創生臨時交付金の使途等について、区のホームページで公表している。公表されている「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧」の事業概要（目的）及び効果において、「経済急変対応融資（新型コロナウイルス感染症対応）は、令和3年度に1,587件の融資が実行された」と記載されている。これについて確認したところ、信用保証料延べ補助件数を記載してしまっていたとのことであり、1,461件が正しいとのことである。</p> <p>○また、4. 経済急変対応融資（信用保証料補助）の事業費は341,354千円と記載されているが、区の出納閉鎖期日（5月31日）の直前に1件の戻入が発生し、そちらについては未反映の事業費となっていることから、反映後の341,160千円が正しいとのことである。なお、同様の事情により、信用保証料延べ補助件数についても、1,586件が正しいとのことである。</p>		
<p>2 企業経営・技術・情報等相談事業</p>		
<p>（1）行政評価における事務事業の成果とする指標の設定、PDCAの運用について（P.65）</p>		
<p>○当該事業は、巡回企業数を事務事業の成果とする指標としており、その巡回対象となる区内の製造業事業所数は約1,700所あり、概ね3年間で全一巡するサイクルを目安にしているとのことである。</p> <p>○企業相談は、その後の具体的な企業支援の入り口となる前捌きの位置付けで、企業のニーズを拾うことを主眼としていることから、巡回企業数以外の年度ごとの具体的な目標は設定していないとのことである。</p>	<p>○企業支援の端緒を掴むことが目的であるにしても、その後の具体的な支援の実行性を高めるためには、年度の目標巡回企業数（令和4年度見込み900件、令和8年度目標1,400件※延べ数）だけでなく、その時々で重点とする業種・業態、社会情勢に即した重点相談項目等の目標設定を行うべきである。</p> <p>○また、成果指標についても単に巡回した企業数だけとするのではなく、その後の新製品・新技術の開発、IT化や事業承継等の具体的な支援にどれだけ繋がったかを計数化し、これについて目標と成果の比較を行うこと等が、事業の有効性を高めることに役立つと考えられる。</p> <p>○目標（計画）に基づく予算を策定し、その課題を明らかにして継続的に事業を実行、改善していく仕組みを構築することが重要である。</p>	<p>○事業者身近な相談員として、傾聴を通して、事業者自身も気づかない経営課題を発掘し、区の支援だけにとどまらず、都や国の支援につなげるなど、事業者にとって真に必要なと思われる支援を丁寧にコーディネートする事業である。</p> <p>○成果の数字を求めるあまり性急に話を進め、ミスマッチが起こることを避けるためにも、一概に具体的な目標設定ができる事業ではないと考えており、単純な計数化による目標増のみを目指すのではなく、今後も本質的なニーズ把握に努め、丁寧に伴走支援を行っていく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
	<p>○そのためには、事業の有効性を測る適切なKPIを設定し、目標と成果の比較を行うことが必要である。特に、当該事業は区における企業支援の起点となるような事業であり、ここから他の企業支援事業へパスを出す重要なポジションであると言えることから、目標設定や成果の測定をより多面的に行うべきである。</p>	
(2) 常勤職員の積極的な関与について (P. 65)		
<p>○企業の巡回相談は、会計年度任用職員である企業相談員が行っている。企業相談員は会社を訪問した後、相談内容等を企業訪問管理システムに入力し、その内容を常勤職員が定期的にレビューしているとのことである。</p> <p>○常勤職員が巡回相談を行わない理由としては、常勤職員は概ね3年から4年で人事異動があることや、スキルの問題があることから、企業相談員に任せているとのことである。</p>	<p>○しかし、スキルの問題については、巡回相談の目的が企業支援のニーズ把握であることに鑑みれば、相談対応に高度特定分野専門家派遣事業における高度特定分野専門家ほどの専門性が求められる訳ではなく、また人事異動の問題についても、企業訪問管理システムの更なる積極的な活用により、クリアできると考えられる。</p> <p>○したがって、区内中小企業とのより一層の信頼関係構築といった観点からは、常勤職員も企業へ赴く等、より積極的な関与が望まれる。</p>	<p>○国においても、中小企業支援には、表面上の課題を解決するための支援ツールの提供など、単なる「課題解決型」の支援ではなく、事業者との対話と傾聴により、事業者自らの内発的な動機付けを行う「課題設定型」の伴走支援を推奨しており、当区では、軌を一にして、従来、単純な御用聞きではない伴走支援を展開している。</p> <p>○一方、実際の事業現場を知ることは、常勤職員にとっても非常に重要であるため、現場感覚の涵養や事業者との信頼関係構築の一助となるよう、既に実施しているモノづくりセンサス等における同行調査に加え、相談員に同行する機会を増やすことなどを検討していく。</p>
(3) アドバイザー職の適切な勤怠管理について (P. 66)		
<p>○会計年度任用職員である企業相談員の勤怠管理については、常勤職員と同様のタイムカードによる時間管理が行われているが、アドバイザー職の勤怠管理については、出勤簿により管理を行っている。アドバイザー職の出勤簿を閲覧したところ、出勤簿には出退勤時間の記載がなく、出勤日に本人の印鑑が押印されているのみであった。</p>	<p>○出勤日に本人の印鑑が押印されているのみでは適切な勤怠管理を行っているとは言えないため、今後、区全体として同様の事例があれば、出勤簿に出退勤時間を記入させて、勤怠管理を実施していくべきである。</p>	<p>○退職した前企業相談員が、後任への支援ノウハウ等の引継のため、時限的に在籍していたものである。いわゆるセミナー講師等と同様の報償費対応のアドバイザーであり、勤怠管理を行うべき職種ではないため、特段、出退勤時間の記入を本人に求めることはなかった。</p>
(4) 企業訪問管理システムの有効活用について (P. 66)		
<p>○企業相談員は、企業訪問で聴取した相談内容等を企業訪問管理システムに入力している。</p> <p>○また、当該システムには区内企業の情報が登録されており、その内容は、会社概要、代表者の氏名・生年月日等のほか、財務データ（資本金・売上高）、取引先情報、保有する技術情報等、様々な情報がデータベース化されている。</p>	<p>○対象となる区内の製造業事業所は約1,700所あり、蓄積された相談内容の量も相当であると思われるが、これらについて文章を読んで確認しただけでは、全体として「見える化」ができず、データ活用の観点から不十分である。</p> <p>○企業ニーズや相談内容等をカテゴリー別に分類し、支援の進捗状況等ステータスが判別できるようデータを加工し、分析に役立てるべきである。そうすることで、検索が容易</p>	<p>○現状、企業相談員のレポートを逐次共有することにより、必要な支援を適宜提供できているところではあるが、企業訪問管理システムの更なる活用策については、費用対効果を考慮の上、検討していく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
<p>○企業相談員が日々入力している相談内容等を常勤職員が定期的にレビューしているとのことであるが、現状においては、この日々蓄積されているデータの分析が行われていない。</p>	<p>になることや、相談内容の傾向が掴みやすくなる等、その後の支援の実行可能性が高まると考える。</p> <p>○また、当該事業のほかに、新製品・新技術開発支援、IT化支援、事業承継支援、販路開拓支援等の事業においても、このデータベースを活用することが、支援の実行可能性に繋がると思われるが、現状においては有効活用されていない。例えば、それぞれの支援事業において、ニーズ発掘のためのダイレクトメールを送付する際に当該企業情報を活用する等、その有効な利用方法を更に検討すべきである。</p> <p>○データベースを様々な事業で活用することで、各支援事業が有機的一体として機能することになり、その結果、全体としての政策や施策の価値の向上に繋がると考える。</p> <p>○そもそも企業訪問管理システムは、企業訪問の情報を管理するシステムとして導入しているものであり、情報検索を行うためのシステムとして導入しているものではないとのことである。また、企業訪問管理システムはパッケージシステムであるため、カスタマイズには費用がかかるとのことである。したがって、費用対効果を考慮の上、検討されたい。</p>	
<p>3 中小企業倒産防止共済等加入助成事業</p>		
<p>(1) 当該事業の周知促進について (P. 68)</p>		
<p>○監査において提示を受けた独立行政法人中小企業基盤整備機構の資料によると、令和3年度に新規加入した区内の中小企業は、中小企業倒産防止共済制度が159件、小規模企業共済制度が235件であった。</p>	<p>○大半の企業が共済加入に当たり当該事業を利用していないものと思われる。上限額が高くないとともに、事業自体にそれほど複雑性はないため、周知不足にも要因があるのではないかと考えられる。</p> <p>○区としては、下請構造が強く従業員数が少ない区内中小企業の経営基盤を強化するために必要な事業であり、今後も推進していく方針とのことである。区としても課題として認識しているが、中小企業と日常的に接する機会のある税理士、商工会議所、金融機関等の関連団体と連携し、当該事業の一層の周知促進を図っていくべきと考える。</p> <p>○また、他の事業も含めた事業説明会や広報等を積極的に実施すべきである。</p>	<p>○他区で実施している例はほとんどなく、当区の特色ある事業であるため、ホームページやメルマガ等で引き続き、情報提供することに加え、金融機関や商工会議所等関係団体とも連携し、一層広く事業の周知に努めていく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
4 工場建替促進事業		
(1) 当該事業のあり方について (P. 69)		
<p>○上記補助金交付実績は過去3年間で1件のみと極めて少ない状況である。</p> <p>○補助対象を「工場の建替えに際し、民間の賃貸工場を利用する場合の家賃」に限定していることや、工場を全面的に建替える場合には多額の費用が必要となるが、補助上限が120万円である。</p>	<p>○そもそも、事務所の改装のために一時的に他のスペースを借りることはあるが、工場を全面的に建替えることは稀であり、ある程度大規模な設備更新を行う場合は、工場内の別のスペースに仮設のラインを設け、設備の更新を行う方法が一般的であると考え。なお、この場合については、他の補助事業（令和3年度においては、荒川区製造業等経営力向上支援事業）に支援メニューが存在する。</p> <p>○また、上限が120万円であるため、事業者にとっての動機付けになっていないと思われることも、件数が少ない要因と考えられる。</p> <p>○区としては、区内の製造業事業者数を減らさないための施策として当該事業を行っているとのことであるが、工場を全面的に建替える区内製造業事業者がどのくらいあるのかを把握し、ニーズがある程度あるのであれば、そのニーズに応えられる補助対象経費の範囲及び上限金額等の見直しを検討すべきと考える。</p> <p>○一方、ニーズがないのであれば、当該事業については他の補助事業との統合等を検討するなど、区内の製造業事業者数を減らさないためのより有効な施策を考えるべきである。</p>	<p>○住工混在の地域特性がある当区内において、工場の全面的な建替えは頻繁にあるものではないが、新たな工場適地が限られる当区内において、工場アパートの代替支援策としても、他区にない特色のある支援事業であり、実績は少ないが、実施すべき事業と考えている。今後、相談員による巡回やモノづくりセンサスにおける調査等あらゆる機会を生かして、一つでも多くのニーズの把握に努めていく。</p>
(2) 家賃支払実績の確認方法について (P. 69)		
<p>○区では、荒川区工場建替え家賃補助金交付額確定通知書の交付に当たり、代替工場の家賃支払実績を確認する必要があり、賃貸借契約書上の月額とインターネットバンキングの総合振込データとを照合し、支払実績を確認している。</p> <p>○この際、賃貸借契約書上の家賃月額と毎月の貸主への振込額が異なっていた（振込額の方が多額）が、「この振込額の一部が家賃相当額である。」旨のメモ書きがあったことから、善意的に解釈し追加の資料の提出を求めていなかった。</p>	<p>○様々な給付金詐欺が増えている昨今の社会状況を踏まえると、少なくとも1か月分は振込額の内訳を確認し、対応する請求書の提出を求める等の対応が必要ではないかと考える。</p>	<p>○国等において、新型コロナ禍で起きた給付金の詐取等が発生したこと等も踏まえ、事業者に負担のかからない方法で、賃貸借契約書上の家賃月額と毎月の貸主への振込額が異なる場合は、その内訳をしっかりと確認する等の対応を検討していく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
5 あらかわ経営塾		
(1) 行政評価における事務事業の成果とする指標の設定、PDCAの運用について (P. 71)		
<p>○当該事業は、経営革新計画新規承認企業数及びその他の事業計画策定企業数を事務事業の成果とする指標としており、受講者数を事業の実績としている。</p>	<p>○これらの指標も事業成果の1つと言えるが、当該事業の目的が企業の経営課題の把握と解決、その後の経営の発展に向けた戦略的経営計画の策定及び実践を通じて、企業力向上と経営の革新を図ることにある点からすれば、その成果としては、受講企業のその後の発展状況を把握する必要がある。</p> <p>○しかし、現状においては、企業相談員等の巡回訪問により個別に把握はしていると思われるが、課としての集計管理や書面による分析を行っていないため、実績が事業目的に見合ったものであるかの評価ができていない。事前に設定した目標に対して成果がどうであったのかを測定しなければ、事業が効率的・効果的に実施されたのかを明らかにできず、次年度に取り組むべき課題の明確化や改善行動に繋げることは難しい。</p> <p>○したがって、事業の有効性を判断するためには、まず、その後の企業業績等の把握を行い、事例の積み重ねによる企業状況のデータ化が必要である。その上で、蓄積したデータを基に予め事業目的に合致した一定の目標を設定し、目標と実際の成果を比較すべきである。</p>	<p>○毎年度、過去の修了企業も含め、短期集中個別指導への参加を呼びかけるなど、可能な限りのフォローを通じて、経営塾修了後の成長度合い等状況把握を行っている。また、当初は経営革新計画認定企業数のみが指標だったが、受講企業のニーズ変化に応じて、経営革新計画以外の計画認定も支援対象にするなどカリキュラムや実施方法の改善につなげている。</p>
(2) 受講者数や成果指標の増加施策について (P. 71)		
<p>○新型コロナの影響もあると思われるが、受講者数が定員に満たない状況が続いており、経営革新計画新規承認企業及びその他の事業計画策定企業数は0～1社の状況が続いている。</p>	<p>○区内創業や第二創業、事業承継による社長交代が多くなると、あらかわ経営塾の受講者や計画策定企業が増加する可能性があると考えられるが、区における事業所数の減少、開業率の低迷、事業承継案件もまだ少ないこと等により、あらかわ経営塾の受講対象となるような企業がそもそも増えていないことが要因の一つになっているのではないかと考える。</p> <p>○したがって、あらかわ経営塾の受講対象となるような企業を増加させるべく、より一層創業や第二創業の支援、事業承継支援等に重点を置いた施策を実施すべきである。</p> <p>○なお、現状は区内の中小企業経営者、経営幹部、後継予定</p>	<p>○あらかわ経営塾は、通常のオープンセミナーと異なり、講師陣は経営内容にも深く入り込み、手厚い個別指導などハンズオン支援を行うため、区外企業は支援対象に馴染まないと考えている。地域産業発展のため、区内企業の一層の掘り起こしに努めていく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
	<p>者等を対象者としているが、このような事業を行っている区はほとんどない。区のPRも兼ねて、多少の受講料を徴収して区外の中小企業経営者、経営幹部、後継予定者等も対象に加えることを検討することも一つではないかと考える。</p>	
(3) 塾の開催方法について (P. 72)		
<p>○あらかわ経営塾の開催について、令和2、3年度はコロナ禍のためオンライン方式、令和4年度は従来型の対面方式で行っている。今後の開催方法を質問したところ、オンライン方式については、撮影等の手間と機材調達の問題から活用を考慮せず、また少人数の参加者でのグループ演習や個別指導を織り込んだ内容でもあるため、対面方式で開催する方針とのことである。</p>	<p>○区の認識のとおり、対面方式でないと効果が期待できない面もあると思われるが、参加者へのアンケート調査結果によれば、オンライン開催を希望する声があり、依然として新型コロナウイルスの収束が見えない状況でもある。また、昨今の社会情勢を踏まえても、塾やセミナーの開催方法は、オンラインと対面の併用であることが多い。</p> <p>○したがって、機材調達の問題等がクリアできるのであれば、安定的に塾を開催し事業目的を達成するため、対面型のみでなくオンラインも活用した併用方式による開催が望ましいと考える。</p>	<p>○他企業の経営方針等多様な価値観に触れ、新たな視点から、自社を省みる機会を得られるグループ演習は対面形式で行い、個別指導については、受講企業の希望に応じ、オンライン形式も可能にする。</p>
6 日暮里経営セミナー事業		
(1) セミナーの実施方法について (P. 73)		
<p>○令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、オンラインでのセミナー開催となり、セミナー回数が平時の4回から2回に減少したが、参加者数は増加している。また、令和3年度のアンケート結果からも、回答者の3割強がオンラインでの参加を希望しているが、令和4年度以降は対面でのセミナー開催を予定している。</p>	<p>○対面形式でのセミナーは、講師と参加者が直接コミュニケーションを図れるメリットがある一方、場所や時間に制約が生じるため、参加者を効率的に集客できない可能性がある。また、中小機構や周辺区と連携し広く事業の周知を行うためにも、対面型セミナーとオンラインセミナーの同時開催を企画するべきと考える。</p> <p>○これにより、デジタル環境が整っていない参加者は対面型でセミナーに参加し、地理的・時間的に制約のある参加者はオンラインでセミナーに参加することで、当該事業の目的である区内外の中小企業等に有用なセミナーへの参加を促進し、経営基盤の強化に繋げることができると考える。</p> <p>○ハイブリッド形式のセミナーは、機材の準備等が必要となる課題はあるが、現在世間一般に行われているセミナーはハイブリッド形式の開催が多くなっている。当該事業に関わらず、区内外の多くの方に参加してほしいセミナーにつ</p>	<p>○グループワークを含むテーマの場合は、対面形式で実施し、通常の座学がメインの場合は、オンライン形式で実施するなど、開催テーマの特色に応じ、共催機関である中小機構と相談しながら、創意工夫して開催していく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
	<p>いては、できる限りハイブリッド形式の開催が望ましいと考える。</p>	
<p>7 高度特定分野専門家派遣事業</p>		
<p>(1) 行政評価における事務事業の成果とする指標の設定、PDCAの運用について (P. 75)</p>		
<p>○専門家を派遣し支援を行うことで、企業が抱える問題を解決することを当該事業の目的としているが、事業の成果とする指標が派遣実施時間のみとなっており、区は派遣先企業が専門家派遣に満足したかどうかまでは把握していない。</p>	<p>○各企業が抱える問題はそれぞれ異なるが、派遣実施時間に加えて、派遣先企業の満足度等の成果指標も併せて設定し、当該事業の目的が達成されているかを検証すべきである。</p> <p>○また、区内の幅広い中小企業に利用してもらい、専門家利用の必要性が高い場合には専門家と企業が直接契約してもらうことも目的の一つと考えられるため、新規利用者数を成果指標の一つに設定し、当該事業が幅広く利用されているかを検証することも考えられる。</p> <p>○成果指標を明確化し、成果指標が目標に達していないのであれば、当該事業の内容を見直し、成果指標が目標に達するようにPDCAサイクルを回すべきである。</p>	<p>○令和5年度から専門家派遣支援が完了した派遣先企業に対し、事後アンケート調査を実施する予定である。</p> <p>○調査結果を基にして、課題解決度合いを測る指標や新規利用数等を成果指標に加え、成果検証が行えるようにする。</p>
<p>(2) 各相談員等との情報共有や専門家派遣後のフォロー体制の整備について (P. 75)</p>		
<p>○専門家派遣を希望した企業については、案件ごとにエクセルシートで管理しているとのことである。</p>	<p>○区内中小企業が抱える課題のうち、企業相談員、MACCコーディネータ、創業支援相談員等が単独で対応困難な専門領域をカバーすることが高度特定分野専門家派遣事業の目的のため、他の相談員や経営支援課の職員と企業ごとの情報が適時適切に共有できていなければ、効率的・効果的な事業の実施は難しいと言える。</p> <p>○そのため、各相談員等との情報共有や専門家派遣後のフォロー体制について、運用方法を整備すべきである。具体的には、企業訪問管理システムに相談内容を入力し、進捗状況を把握できれば、各相談員で適時適切に情報が共有され、利用者にきめ細やかなサービス提供が可能になると考える。</p>	<p>○事務負担等を考慮し、現在は、企業ごとにフォルダを作成しそこに時系列で専門家からの報告書を格納することで各相談員との情報共有が図っているが、企業訪問管理システムの活用も含め、より良い情報管理の方法について検討していく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
8 経営革新等支援事業		
(1) 事業の周知促進と制度内容の定期的見直しについて (P. 77)		
<p>○当該事業は、区内中小企業の新製品・新技術開発や新分野進出、産業財産権保護による経営戦略を支援する事業であり、区内中小企業の競争力強化のためには必要不可欠なため、今後も重点的に推進していく方針とのことである。また、時代の状況や企業のニーズに対応した補助制度にする必要があり、制度内容の見直しを絶えず検討するとのことである。</p> <p>○当該事業については、レポート利用する中小企業がある一方、毎年新たに利用する中小企業が一定数あり、企業相談員等を通じて制度のPRを継続的に行っているとのことである。</p>	<p>○区も課題として認識しているとおりに、より多くの企業が支援を受けられるように、当該事業の一層の周知が必要であると考える。</p> <p>○また、当該事業は時代の状況や企業のニーズに対応して、適時適切に制度内容をブラッシュアップしていく必要があるため、区の認識どおり毎年見直しを行うことが重要である。</p>	<p>○事業の周知に一層注力するとともに、経済社会情勢に応じて、補助メニューの見直しを行うなど、区内企業の競争力強化等に資するよう、継続的にブラッシュアップに努めていく。</p>
(2) 新製品・新技術開発補助における人件費の補助対象経費としての取扱いについて (P. 77)		
<p>○新製品・新技術開発補助について、外注費は補助対象経費として認めている一方、社内人件費については、補助対象経費として認めていない。</p> <p>○社内人件費を補助対象経費として認めていない理由について質問したところ、想定する中小企業の場合、役員・従業員が新製品・新技術開発に特化して行うケースは稀であり、研究開発に対して社内人件費はほとんどかからないと考えているためとのことであった。</p>	<p>○中にはシステム開発会社におけるシステム開発といった案件もあり、システム開発の場合、かかる費用の多くは人件費であると考えている。</p> <p>○従来の製造業であれば、役員・従業員が新製品・新技術開発に特化して行うケースは稀であり、研究開発に対して社内人件費はほとんどかからないという想定も十分考えられる。しかし、システム開発会社も新製品・新技術開発補助の対象となっていることや、中小企業の研究開発投資についての必要性・重要性が言われている状況を鑑みれば、社外人件費の外注費を補助対象経費として認めている一方、社内人件費を補助対象経費として認めないとするのは、整合性がなくなってきているのではないかと考える。</p> <p>○したがって、社内人件費についても一定程度の上限額を設定し、実際に時間を要したことを立証できる書類の提出等により、補助対象経費として認める余地もあるのではないかと考える。今後の課題として検討することが望まれる。</p>	<p>○社内人件費を補助対象とした場合、適正な時間算出に当たり、事後の立証が可能かという課題があると認識しており、補助対象とするかについては、今後の課題として検討を行っていく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
(3) 新製品・新技術開発補助における関係会社等への業務委託の取扱いについて (P. 78)		
<p>○当該事業の補助金申請・交付関係書類をサンプルで確認したところ、補助金交付申請会社の代表者が役員をしている会社への外注費が補助対象経費に含まれている案件があった。</p>	<p>○申請会社の子会社等の関係会社や申請会社の役員が役員を兼務している会社に対する外注費については、お手盛りにより金額が過大となるリスクがあるため、金額や実際に行われた業務について、より慎重に確認することが必要である。当該取扱いを明確にしておくことが望まれる。</p>	<p>○交付申請時に、申請企業へのヒアリングを行い、資金還流等がないことを確認しているが、今後も引き続き、交付申請時に、真に区内企業の成長・発展につながる事業計画が立てられているかを見極め、適切な執行管理を行っていく。</p>
9 企業情報化支援事業		
(1) 行政評価における事務事業の成果とする指標の設定、PDCAの運用について (P. 79)		
<p>○当該事業の成果とする指標及び事業実績は、セミナー件数、セミナー参加者数、PR動画制作補助件数となっている。</p>	<p>○これらの指標も事業成果の1つと言えるが、当該事業の目的が区内事業所の情報化への取組を支援し、産業活動の活性化を図る点にあることからすれば、現状把握している成果指標だけでは、目的達成の評価の観点から不十分であると考えられる。</p> <p>○企業情報化支援の有効性を高めるためには、単にセミナー件数や参加者数だけを成果指標とするのではなく、その後のセミナー参加企業におけるICTの活用状況の把握を行い、実際の活用事例等を計数化し、これについて目標と成果の比較を行うこと等が必要と考えられる。</p> <p>○事業目的に見合った目標がなければ、当年度における事業の進捗状況の確認ができない。また、事前に設定した目標に対して成果がどうであったのかを測定しなければ、事業が効率的・効果的に実施されたのかを明らかにできず、次年度に取り組むべき課題の明確化や改善行動に繋げることは難しい。</p> <p>○したがって、目標(計画)に基づく予算を策定し、その課題を明らかにして継続的に事業を実行、改善していく仕組みを構築することが重要である。そのためには、事業の有効性を測る適切なKPIを設定し、目標と成果の比較を行うべきである。</p>	<p>○本事業の目的は、区内事業者それぞれの企業規模や状況に合わせて最適なシステムの実装やツールの導入を推進させることであることから、当該指標を設定している。</p> <p>○また、ICT活用セミナーについては、毎回テーマや対象とするレベルを変え開催しており、参加者のICT化フェーズも様々であるため、セミナー実施後のアンケートにおいてセミナー満足度を把握し、それをもって事業の見直しを図っており、活用事例等の計数化については方法を検討する。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
(2) PR動画制作補助事業の利用者数向上のための取組について (P. 80)		
<p>○PR動画制作補助事業については、毎年度10件分の予算計上を行っているが、直近3年度における交付実績件数は3～6件であり、申請が少ない状況が続いている。</p>	<p>○インターネットによる情報収集が主流となった昨今においては、事業者もPR動画を用いた営業活動は非常に有効であると認識していると考えられるが、そのように考えていても、実行に移せていない事業者が区内に多数存在するのではないかとと思われる。</p> <p>○また、実行に移せていない理由としては、PR動画をWEB上で公開するまでの手順に関する情報の不足があるのではないかとと思われることから、動画公開までの手順に重点を置いた支援を行ってみたいかどうかを考える。</p>	<p>○補助金交付実績は令和3年度6件、4年度実績は12件と増加傾向にあり、区内企業に対するPR動画の公開手順に関する支援については、MACCコーディネータや企業相談員が対応できる体制を整えているところではあるが、当該補助事業をより多くの事業者を活用していただくための方策を、御意見を踏まえ検討する。</p>
(3) PR動画制作補助金交付に係る支出証明書類の確認について (P. 80)		
<p>○区では、PR動画制作に係る補助金の交付に当たり、荒川区経営革新等支援事業補助金実績報告書とその添付書類として、動画制作実績書、動画制作収支決算書、PR動画が公開されている画面をプリントアウトしたもの、支出を証明する書類（領収書の写し等）を求めている。</p> <p>○補助金実績明細からサンプルを抽出し、補助金実績報告書及び添付書類について確認を行ったところ、区は支出を証明する書類として、請求書の写しとファームバンキングから出力された振込明細を入手し、支出の事実の確認を行っていた。</p> <p>○ただし、入手しているファームバンキングの振込明細は、ステータスが「作成中」となっており、事業者が金融機関へ振込を依頼した時点のものであった。</p>	<p>○振込が確定した後のファームバンキングの振込明細を入手し、支出の事実を確認すべきである。</p>	<p>○支出の事実について適切に確認はしているが、「作成中」という振込予約の状態の画面コピーを受領していた。指摘を受けて以降、ネットバンクでの振込確認において振込が確定した後の明細を入手するよう徹底している。</p>
10 荒川マイスター表彰事業		
(1) 行政評価における事務事業の成果とする指標の設定、PDCAの運用について (P. 81)		
<p>○当該事業の成果とする指標をメディア出演回数としており、事業の実績として被表彰者数を設定している。しかし、成果指標としているメディア出演回数については、媒体ごとの回数の把握ができていない。また、被表彰者数は、平成27年度から毎年1名又は2名であり、認定基準を緩和しているにも関わらず、令和3年度は0名であった。</p> <p>○区は技術展への出展や見学会・体験会への参加等を荒川マ</p>	<p>○これらの指標も事業成果の1つとは言えるが、当該事業の目的がマイスターを表彰し区の産業を支える技術・技能の継承並びに後継者育成を図ることにある点からすると、現状把握している成果の指標のみでは、目的適合性の観点からその合理性に疑問がある。</p> <p>○マイスターを発掘し表彰すること自体が事業目的ではなく、技術・技能の継承、後継者育成を図ることが目的であ</p>	<p>○技能の価値や継承の必要性の機運醸成を通じた後進の育成のため、技能を広くPRできる展示会や体験会の実施回数等を指標とすることを検討する。</p> <p>○また、これまでも、社会情勢の変化に合わせ、マイスターとしての卓越した一定の技術水準を確保しながら、認定要件の拡大等の見直しを行ってきたが、新たな技能者の発掘に資するよう認定要件の不断の見直しに努める。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
<p>イスターに依頼しており、区からの依頼についてはその実績を把握しているものの、荒川マイスターが自主的に行っている活動状況については現状把握していない。</p> <p>○なお、被表彰者数が年々減少していることや、荒川マイスターの累計人数は令和3年度末現在80名であるが、このうち現役で活動しているのは34名である。</p>	<p>る以上、表彰後の技術展や見学会・体験会の開催といった活動が目的達成のためには重要であり、高い技術と卓越した技能を残すための活動成果を図る指標としては、これらの実施回数等が考えられる。</p> <p>○事業目的に見合った目標がなければ、当年度における事業の進捗状況の確認ができない。また、事前に設定した目標に対して成果がどうであったのかを測定しなければ、事業が効率的・効果的に実施されたのかを明らかにできず、次年度に取り組むべき課題の明確化や改善行動に繋げることは難しい。</p> <p>○目標（計画）に基づく予算を策定し、その課題を明らかにして継続的に事業を実行、改善していく仕組みを構築することが重要である。そのためには、事業の有効性を測る適切なKPIを設定し、目標と成果の比較を行うべきである。</p> <p>○被表彰者数が減少していることなどを踏まえると、事業の方向性を検討する時期が来ているものと思われる。表彰という形で高い技術と卓越した技能を称えることも一つであるが、後述の「(3) 荒川マイスター及び伝統工芸職人への支援について」に記載のような別の支援の形で、区の産業を支える技術・技能の継承並びに後継者育成を図ることも可能と考える。また、荒川マイスターの対象範囲を広げ、より広く表彰を行う方法もあると考える。</p> <p>○区の産業を支える技術・技能の継承並びに後継者育成を図るといふ当初の目的が、どのような手段であれば、より効率的かつ効果的に達成できるかを検討する必要があると考える。</p>	
(2) J・荒川マイスター倶楽部との協力・連携について (P. 82)		
<p>○平成7年度に、荒川マイスター被表彰者で構成された任意団体のJ・荒川マイスター倶楽部（以下「マイスター倶楽部」という。）が結成された。当該団体の活動状況は、定期会を年2回開催しており、この会合の後の懇親会には区の担当者も出席している。</p>	<p>○当該事業の目的となる活動が、区の中で部門横断的に実施されていることから、その実績の評価のためには区の中での横の連携が必要となる。</p> <p>○マイスター倶楽部は、区とは別の任意団体であることから、経営支援課がその活動状況を特段把握していないことについて、一定の理解はできる。しかし、そもそもの団体の成</p>	<p>○年次で開催される総会に、正式ではないが、区はオブザーバー参加しており、活動報告や決算、活動予定や予算について把握している。また、区主催事業への参加要請は、所管である経営支援課が仲立ちしており、今後も引き続き、倶楽部との連携関係を維持していく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
<p>○また、区としてはマイスター倶楽部の会長と年5～6回の頻度で情報交換を行っているほか、区が主催する展示会等にマイスター倶楽部への参加を依頼している。なお、経営支援課としてはマイスター倶楽部の運営に関与していないことから、団体の年間の活動状況について特に把握していない。</p> <p>○区の催事におけるマイスター倶楽部への参加要請は、それぞれの所管課により行われていることから、経営支援課においてその活動状況を一元的に把握していない。そのため、上述の成果の指標となり得るイベント実施回数等のデータも取れていない。</p>	<p>り立ちは荒川マイスター表彰事業から派生したものであり、区の事業目的である技術・技能の継承及び後継者育成の一役を担う存在であると言えることから、今後もマイスター倶楽部との一層の協力体制を築き、団体の活動方針やその実施状況の把握等を行い、連携を深めるべきである。</p>	
<p>(3) 荒川マイスター及び伝統工芸職人への支援について (P. 83)</p>		
<p>○区では、荒川マイスターとして表彰された職人と荒川区伝統工芸技術保存会会員及び荒川区登録無形文化財(工芸技術)や荒川区指定無形文化財(工芸技術)の保持者に認定された伝統工芸職人を区分けしており、前者は産業経済部経営支援課が、後者は地域文化スポーツ部生涯学習課が担当しているとのことである。</p>	<p>○伝統工芸職人も永く同一職業に従事し、高い技術と卓越した技能を有している方であり、荒川マイスターのブランドを向上させる上で、あまり線引きすることなく扱った方がよいのではないかと考える。</p> <p>○いずれにおいても、本人の同意が得られるのであれば、後世に残したい技術かつ区を代表する製品として、あらゆる場面で技術・製品を紹介することが重要である。具体的には、高い技術・製品づくり等を映像に残し、学校での教材利用や、区施設等で映像放映、YouTubeでの映像公開等、ソーシャルネットワークを活用し、荒川マイスター及び伝統工芸職人のブランドを向上させていくことが考えられる。その際、日本語だけでなく、英語や中国語等でも映像制作することを検討されたい。</p> <p>○既に区では、「モノづくり見学・体験スポットガイド」や「荒川の匠育成事業(伝統工芸技術の継承者育成)」で上述のような事業を展開しているとのことであるが、より積極的にPRを行っていくことが望まれる。</p>	<p>○主に、明治以降の近代産業に携わる職人をマイスター、それ以前を伝統工芸職人として、産業の成り立ちに応じた支援を効率的に展開できるよう、所管を分けている。</p> <p>○マイスター、伝統工芸ともに「荒川ブランド」として、観光振興課が冊子等を制作し、各種イベント等でPRしている他、両者とも認定時にPR動画や記念動画を制作して、イベント会場等で放映している。製品づくりを体験できるモノづくりスポット事業等とも併せ、見る、作るなど五感を通じて、引き続き、既に行っている区公式YouTubeでの配信等も活用して、積極的にPRを行っていく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
11 次世代へのバトンタッチ（事業承継・終了）支援事業		
(1) 行政評価における事務事業の成果とする指標の設定、PDCAの運用について（P. 85）		
<p>○当該事業の成果とする指標は、セミナー受講者数、セミナー受講者満足度、訪問相談件数としている。</p>	<p>○事業承継等に関する経営者への啓発という点では、これらの指標も事業成果の1つと言えるが、事業の目的が円滑な事業承継又は事業の終了を迎えられるように支援することである点からすると、現状把握している成果指標のみでは、目的達成の評価の観点から不十分であると考えられる。</p> <p>○特に、令和元年度からは訪問相談の実施や連絡協議会の設立等、より踏み込んだ支援を行っていることから、当該事業の実行性を高めるためには、その後の企業における事業承継等の状況の把握を行い、実際の承継・終了事例を計数化し、これについて目標と成果の比較を行うこと等が事業の有効性を高めることに役立つと考えられる。</p> <p>○しかし、現状では、円滑な事業承継には時間を要するため、当該事業で支援を行った企業のうち令和3年度までの3年間で事業承継ができた案件は2件とのことである。</p> <p>○事業目的に見合った目標がなければ、当年度における事業の進捗状況の確認ができない。また、事前に設定した目標に対して成果がどうであったのかを測定しなければ、事業が効率的・効果的に実施されたのかを明らかにできず、次年度に取り組むべき課題の明確化や改善行動に繋げることは難しい。</p> <p>○目標（計画）に基づく予算を策定し、その課題を明らかにして継続的に事業を実行、改善していく仕組みを構築することが重要である。そのためには、事業の有効性を測る適切なKPIを設定し、目標と成果の比較を行うべきである。</p>	<p>○金銭的課題、心情的課題等解決すべき課題が複雑に絡み合う事業承継は、長い場合には10年はかかると言われている。しかし、ご指摘を踏まえ、成果の把握について更に検討していく。</p> <p>○相談員による地道な訪問活動やセミナー開催等を通して、支援策の周知を行い、ニーズの掘り起こしに努めていく。</p>
(2) 強力な事業の推進について（P. 85）		
<p>○事業承継問題は、平成29年度に実施した「荒川区モノづくりセンサス」の調査結果からも明らかなおり、喫緊の極めて重要な経営課題である。区では以前から事業承継事業を行っているが、平成29年度に実施した「荒川区モノづくりセンサス」の調査結果を踏まえ、令和元年度から当該事業を強化したところである。</p>	<p>○訪問相談件数は、企業相談員等の区内中小企業に対する周知活動や、連絡協議会に参加する関係団体の協力等により、少しずつ増加しているが、事業の目的である「円滑な事業承継・終了」が迎えられるように、また区内事業所数の減少を少しでも食い止めるべく、より強力な事業の推進が必要不可欠である。</p>	<p>○従来の訪問相談、啓発セミナー、連絡協議会での情報交換・共有に加え、令和4年度から新たに、後継者塾の開催及び事業承継を契機とする設備投資への補助金を創設するなど、意識啓発から金融支援まで総合的・重層的な支援体制を構築しており、今後も引き続き強力で推進していく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
	<p>○そのためには、連絡協議会メンバーや課内の頻繁な情報交換、訪問相談件数の更なる増加、当該事業に関わった企業への継続的なフォローアップ等、委託業者だけでなく区や関係団体が一体となって支援を行うことが強く望まれる。</p>	
<p>1 2 生産性向上指導員派遣事業</p>		
<p>(1) 行政評価における事務事業の成果とする指標の設定、PDCAの運用について (P. 87)</p>		
<p>○当該事業は、専門指導員を派遣し支援を行うことで生産性向上を図ることを目的としているが、事業の成果とする指標が指導員派遣企業数となっており、事業の成果が具体的に何であったのか測定できていない。</p>	<p>○そもそも、生産性向上とは具体的にどのような改善活動に繋がるのか、事業年度ごとにもう少し具体的な目標設定を行わなければ、対象となる参加企業の募集や、目標に対しての企業の成果や進捗を把握することは困難である。</p> <p>○したがって、適切な目標設定及びそれに対応したKPIを設定することで、事業の実効性ある運用を確保すべきである。</p>	<p>○製造現場における現場カイゼンや生産性の向上について数値として指標化することは、測定方法等も含め難しい面もあり、セミナーの参加者数や指導員の派遣企業数を事業成果としてきたところである。</p> <p>○そうした中、区の企業相談員やMACCコーディネータのサポートや他の施策でも生産性向上に関する支援を行うことは可能であることから令和3年度をもって事業完了としたところである。</p> <p>○引き続き、行政評価の仕組みのなかで適切に事業の見直しや事業完了の見極めについてしっかり取り組んでいく。</p>
<p>(2) 事業終了の判断について (P. 87)</p>		
<p>○当該事業は、企業の現場改善による生産性向上の推進を後押しすることを目的に、平成27年度から実施していたが、実態としては指導員派遣を希望する企業が少なく、企業相談員等からの要請で参加している状況が続いていた。</p>	<p>○生産性を向上させるための具体的な目標を、企業のニーズを理解した上で設定すべきであり目的が形骸化していないかどうか、目的と目標が乖離していないかを事業年度ごとに省みるべきであったと考える。</p> <p>○その点で、もう少し早い段階で事業完了とした方がよかったのではないかと考える。今後の事務事業の計画段階で、適切な目標設定及びそれに対応したKPIの設定を行っていくべきである。</p>	<p>○製造現場における現場カイゼンや生産性の向上について数値として指標化することは困難であり、セミナーの参加者数や指導員の派遣企業数を事業成果としてきたところである。</p> <p>○そうした中、区の企業相談員やMACCコーディネータのサポートや他の施策でも生産性向上に関する支援を行うことは可能であることから令和3年度をもって事業完了としたところである。</p> <p>○引き続き、行政評価の仕組みのなかで適切に事業の見直しや事業完了の見極めについてしっかり取り組んでいく。</p>
<p>1 3 荒川区製造業等経営力向上支援事業</p>		
<p>(1) 補助金交付後の対応について (P. 89)</p>		
<p>○区では、補助金を交付した事業者に対して、補助事業企業化状況報告書の提出を交付後5年間求めている。当該報告書については、補助金で購入した資産の処分が行われたか否かに重点を置いた内容となっている。</p>	<p>○補助金交付要綱では補助金を交付した事業者に対し、取得財産の処分等の実施前に区へ申請するよう求めているが、申請を失念する事業者がいる可能性があることから、東京都からの助成があった事業者のみならず、補助金交付を受</p>	<p>○企業化状況報告書は、その名のとおり、導入した設備が生んだ収益の有無を把握する目的のものであり、収益発生が期待される比較的高額な設備を導入した事例を対象としている。また、当該調査の対象が否かにかかわらず、全ての案</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
<p>○なお、報告書の提出は、東京都からの助成があった事業者のみを対象としており、補助金交付を受けた事業者全体を対象としていない。</p> <p>○また、報告書の提出がなかった事業者については、電話等により口頭で確認を行っているとのことである。</p>	<p>けた事業者全体を対象に報告書の提出を求めるべきと考える。</p> <p>○なお、補助金交付を受けた事業者全体を対象とすると、件数が大幅に増加することが懸念されるため、東京都からの助成のない事業者に対しては2～3年に一度報告を求める等、費用対効果を考慮の上検討されたい。</p> <p>○交付金の返金が発生する可能性があるため、必ず書面で提出を求める必要があると考える。</p>	<p>件で、補助金を受けて導入したことを明示するシールを設備に貼付することとしており、過失による設備の処分等を防止する措置をとっている。</p> <p>○なお、口頭による確認のケースについては、訪問等による複数回の督促にもかかわらず、提出に同意いただけなかった稀なケースであり、あくまで、全て書面での報告を求めているものである。引き続き、書面での報告を必ず求めることとする。</p>
(2) ICT導入補助の補助対象経費の下限額について (P. 89)		
<p>○ICT導入補助の補助対象経費の下限額は5万円となっている。中小企業者が専門家(中小企業診断士等)と接する機会を増やすため、またICTを積極的に導入してほしいために、下限額を下げているとのことである。</p>	<p>○業務効率化又は販路拡大に繋げるために必要なシステムとなると総務システムや会計システム等も含まれ、5万円が下限額となると非常に多くのものが補助対象となってしまう点で適切ではないと考える。</p> <p>○したがって、もう少し適切な水準に下限額を引き上げるべきと考える。</p>	<p>○令和5年度から、国のIT導入補助金の補助下限額が従前の30万円から5万円に引き下げられた例を見ていても、少額の投資も補助対象として、遍くデジタル化を推進することが我が国にとって喫緊の課題となっていることの証左である。</p> <p>○とりわけ、デジタル化が進んでいない小規模事業者が多い当区において、現時点においては当補助金の補助対象経費の下限額は適切な水準であると考えているが、今後も国の動向や企業の状況等を鑑みて、適切な水準となるよう対応していく。</p>
14 販路開拓支援事業		
(1) 機械要素技術展への出展のあり方について (P. 92)		
<p>○区は平成28年度より機械要素技術展の団体出展を開始しており、共同出展社数は平成28年度8社、平成29年度12社、平成30年度11社、令和元年度5社であった。</p> <p>○なお、令和2、3年度はコロナ禍により出展を見送っている。</p>	<p>○基本的に、展示会に参加したことのない区内中小企業が見本市等の出展に慣れてもらうことや、ノウハウを学んでもらうために事業を実施しており、その後は経営革新等支援事業の見本市等出展補助を利用し単独で出展してもらうことが一つの目標であるとのことである。</p> <p>○そのような目的のもと事業を実施しているのであれば、見本市に出展するような区内中小企業の製造業者は数が限られていることから、展示会に参加したことのない中小企業を中心に出展の呼びかけを行い、出展が一巡したところで事業の方向性について今一度検討するといった対応も必要だと考える。</p> <p>○一方で、販路開拓支援事業としては団体出展の役割を終え</p>	<p>○令和5年度の共同出展企業は、6社中5社が荒川区ブースに初出展であり、新規企業の共同出展は十分有り得るため、今後も新規企業の動向を踏まえ事業の継続について検討していく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
	<p>るものの、「モノづくりのまち あらかわ」のブランド価値向上や荒川新製品・新技術大賞の受賞企業等のPRのために、機械要素技術展に区として出展を続けるということも考えられる。</p> <p>○出展する目的や求める成果・効果に沿って、事業を推進していくべきと考える。</p>	
(2) 出展企業のその後の状況調査について (P. 92)		
<p>○機械要素技術展に出展した企業のその後の成約等の状況調査について、出展直後に毎回調査を行っており、平成28年度だけは出展直後に加え、3か月後も調査を行ったとのことである。</p>	<p>○機械要素技術展の出展効果を確認するため、出展の3～6か月後くらいに成約等の状況調査を行うことは有効であると考えられる。</p> <p>○区としても令和4年度においては、出展直後に加え3か月後に調査を実施したとのことであり、今後も継続的に実施することで、成約の有無等の状況の違いを分析し、その後の出展に生かすべきである。</p>	<p>○今後も3か月後の追跡調査を行い、その後の事業に生かしていく。</p>
(3) 販路開拓セミナーのテーマ選定及び実施方法等について (P. 93)		
<p>○当該事業では、機械要素技術展への共同出展、ブランディング戦略のほか、区内企業の販路開拓を支援するため、販路開拓セミナーを毎年実施している。令和3年度は3回開催された。新型コロナウイルス感染症の影響もあると思われるが、参加者数について、令和元年度は年間85名であったところ、令和2年度は37名、令和3年度は40名と減少している。</p> <p>○また、販路開拓セミナーに参加し販路開拓を行う意欲のある区内中小企業が、高度特定分野専門家派遣事業を利用し販路開拓コーディネータに相談する流れを作ることを一つの目的として、販路開拓セミナーを毎年開催しているが、販路開拓コーディネータの利用が年間1～2件に留まっており、当初の目的が達成できていない。</p> <p>○当初の目的が達成できるようなテーマの選定や実施方法を検討することが課題となっているが、令和4年10月に開催した販路開拓セミナーは参加できる企業を10社に限定しワークショップ型で開催しており、今後も毎年1回はワークショップ型のセミナーを行っていききたいとのことである。</p>	<p>○当該事業の目的が区内中小企業の販路開拓をB to B及びB to Cの両面から支援し、区内産業の更なる活性化に繋げることであるため、区内中小企業がどのような内容の販路開拓を行いたいニーズを適時的確に把握し、専門家の意見も伺った上で、有効かつ効率的なセミナーを実施すべきである。</p> <p>○そして、セミナーを受けた区内中小企業が販路開拓を実践し、最終的に企業の売上・利益の増加に繋がっていくような支援メニューに適宜見直していくべきである。</p>	<p>○販路開拓コーディネータの利用件数の伸び悩みに関しては、令和4年度に実施したワークショップ型のセミナーにより、販路開拓コーディネータの利用に繋がったため、今後もワークショップ型のセミナーを継続し、利用件数の増加に努めていく。</p> <p>○ニーズに合ったセミナーテーマに関しては、今後も販路開拓セミナー受講者のアンケート、日頃、区内中小企業と接している企業相談員等からの聞き取りにより、ニーズを的確に把握するように努める。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
る。		
(4) 委員会における業者の選定、契約金額の決定手続について (P. 93)		
<p>○ブランディング推進委員会は、荒川区工業団体連合会会長を委員長、東京商工会議所荒川支部会長を副委員長、荒川区しんきん協議会代表世話人を会計監事とする組織であり、資金を拠出している東京商工会議所荒川支部及び区産業経済部が事務局となっている。</p> <p>○委員会の財源の大部分は区からの補助金であり、委員会の年間事業計画を区が審査した上で補助金交付額が決定され、補助対象経費の実績額が確定した後に、補助金の額の確定が行われる。</p> <p>○令和3年度の委員会の年間事業計画を閲覧したところ、補助対象経費となる支出の大部分は委託費であり、内容はコンサルティング業務、ECサイト構築準備業務等であった。なお、業者の選定や契約金額の決定については、複数の事業者から提案書や見積書を入力するといった手続が行われていなかった。</p> <p>○この点について質問したところ、業務内容の性質等から、現行業者のみが委託先として適していたためとのことであった。</p>	<p>○業者を指定する場合は指定理由を书面化し、決議を行うべきと考える。また、金額の妥当性を確認するためにも、複数の事業者から見積書を入力する必要があると考える。</p> <p>○委員会は、区の直営組織ではないものの、適正性・公平性の観点から、上記のような契約手続を行うことを求めるべきと考える。</p>	<p>○今後、契約相手方の指定については、区の手続に準じた形で対応することとし、指定理由を书面化して、ブランディング推進委員会にて決議を取ることにする。また、金額の妥当性を確認するため、複数の事業者から見積書を徴取することとする。</p>
(5) ECサイトへのアクセス促進に向けた取組について (P. 94)		
<p>○ブランディング推進委員会では、ara!kawa認定商品のECサイト販売を令和4年度より開始するべく、令和3年度においてECサイトの構築準備を行っている。</p> <p>○委員会では、いきなりECサイトを立ち上げて認知度が低い状態では売上が伸びないと考えており、認定商品や参加事業者の認知度向上を目的に、地域情報サイトを立ち上げ、SNS等の広報媒体の運用を開始している。</p> <p>○なお、地域情報サイトでは、集客の間口を広げるため、認定商品や参加事業者の情報だけでなく、読み物として楽しめるコンテンツを織り交ぜながら、定期的に情報発信することを行っている。</p>	<p>○委員会の認識のとおり、認知度が低い状態かつara!kawa認定商品が少ない状態では、ECサイトの売上は厳しくなることが想定される。区のホームページからの誘導も開始しており、地域情報サイトやECサイトに積極的にアクセスされるような導線づくりが非常に重要である。また、認定商品のラインナップを増やしていくことも重要であると考えられる。</p> <p>○そのためには、BtoB向けとBtoC向けは分けていく必要はあるものの、例えば、荒川マイスターや伝統工芸職人の製品、荒川区新製品・新技術大賞の受賞製品、近隣区モノづくり連携事業で開催している新商品コンテストの区内中小企業の受賞製品、ファッションクリエイター向け創</p>	<p>○地域情報サイトやECサイトへの動線づくりに関しては、参画企業のホームページ、ECサイト等にリンクを貼っていただき、相互送客できるような体制を作るなどして導線づくりをおこなっていく。</p> <p>○認定商品のラインナップの増加に関しては、今後のブランド認定事業の継続的な実施により実現していく。また、認定商品以外の区内事業者の商品についてもECサイトで取り扱う仕組みをつくり、事業者支援の範囲を広げるとともに顧客のアクセス頻度の向上にも繋げていく。</p> <p>○荒川マイスター、伝統工芸職人の製品等の多彩な製品があることを紹介するホームページに関しては、訴求対象を網羅的にすることで結果、誰にも訴求できないといった可能</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
	<p>業支援施設（イデタチ東京）に入居している個人事業主・中小企業の製品等、多種多彩な製品があることを紹介するホームページを中心に置き、そこから ara!kawa 認定商品の EC サイトに誘導する等の対応が考えられる。</p> <p>○また、これら製品が購入できるアンテナショップを人が多く集まる地域の区施設に設置することも一つのアイデアとして考えられる。区の PR や区内中小企業の販路開拓支援に資するよう、積極的に検討されたい。</p> <p>○B to C 向けの認定商品の場合には、女性や若者の意見を積極的に反映させることも肝要と考えられるため、例えば女性や年代の若い区職員の意見を聞く場面があってもよいのではないかと考える。</p>	<p>性もあることから慎重に検討する必要があると考えるが、上記の EC サイトにて認定商品以外の商品も取り扱う仕組みづくりを行うなかで、荒川マイスターの製品等の取扱うことは可能なので、こちらに関しては実施していきたい。</p> <p>○アンテナショップの設置に関しては、常設店舗としては、コスト面のハードルが高く早期の実現は難しいが、ポップアップショップであれば、そのハードルは下がるため、実施について検討していきたい。</p> <p>○女性や年代の若い方からの意見の反映に関しては、該当する区職員、参画企業、委託事業者のスタッフから随時、意見をいただくようにしていく。</p>
15 モノづくり企業地域共生推進事		
(1) 対象事業者の把握と当該事業の利用促進について (P. 96)		
<p>○当該事業は、地域との関係改善を図る事業者に対して、改善に要した費用の一部を助成するものであるが、上記のとおり、補助金交付件数はこの2年間で合計2件とまだ少ない状況である。</p> <p>○現時点で近隣から苦情・相談等があり、問題となっている事業所を把握しているかについて質問したところ、経営支援課では直接の情報は持っておらず、騒音、異臭等のクレームに関する区の窓口である環境課で把握しており、環境課から随時情報提供を受けているとのことであった。</p>	<p>○騒音・異臭・振動等により近隣トラブルを招くケースが頻繁にある昨今、現に地域との関係で問題が表面化している、あるいは問題を潜在的に抱えている事業者は相当数あるのではないかと考えられることから、当該事業の積極的な利用促進が期待される場所である。</p> <p>○事業を推進するためには、対象となりうる事業者を区側で把握し、区担当者や企業相談員の訪問等で積極的な働きかけを行うことが有効と考える。</p> <p>○区内においては、マンションの新築分譲も多く、地域と事業者との問題が増加していくことが予想される状況である。地域との関係で問題が表面化している事業者や問題を潜在的に抱えている事業者について、経営支援課と環境課で漏れのないよう、可能な限り証跡を残して情報共有を随時行うとともに、対象となる事業者へ積極的に働きかけ、当該事業の利用を促進することにより、問題の早期解消を図ることが必要であると考えられる。</p>	<p>○東京商工会議所荒川支部との連携や企業相談員の巡回訪問等の機会をとらえて、補助金の公募情報を積極的に周知し、潜在的なニーズの把握に努めるとともに、適時適切に案件への対応ができるよう、従前どおり、環境課との情報共有を密に行っていく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
第六 就労支援課の就労支援事業及び企業人材確保等推進事業		
1 就労支援事業		
(1) 事務事業分析シートへの相談員報酬等の計上について (P. 98)		
<p>○現状では、相談員（会計年度任用職員）の報酬等が事務事業分析シートの決算額及び行政コスト計算書に計上されていない。</p> <p>○この点について質問したところ、相談員の報酬等は就労支援課全体の事務費に計上されており、事務費に計上されている会計年度任用職員の報酬等については、事務事業分析シートに計上されないとのことであった。</p>	<p>○相談員の主な活動内容は、主にモノづくり中小企業人材確保支援事業での求人開拓やコンサルティングの実施であり、就労支援事業の直接的な費用である。相談員の報酬等を就労支援事業に計上しない場合、事業全体の行政コストの明確化を図ることができず、事務事業の実効性や効率性を測定することが困難となる。</p> <p>○したがって、予算編成時に相談員の報酬等について就労支援事業に計上し、事業内容と会計数値が整合するようにすべきである。</p>	<p>○意見に記載のとおり、相談員の主たる業務の予算事業に人件費を計上するよう対応済みであり、今後も、事業内容と会計数値が整合していることを確認する。</p>
(2) 採用人数、定着の状況等の集計管理と行政評価における成果指標の追加について (P. 98)		
<p>○求人支援事業については、相談員の訪問件数、求人件数、求人人数について集計管理している。</p> <p>○しかし、実際に求人票から何人応募があり、採用に至ったのか、その後定着しているかについて、各相談員では把握しているが、集計管理は行っていない。</p> <p>○応募者数、採用人数、定着率について、集計管理していない理由について質問したところ、並行してハローワーク以外の媒体（インターネット、求人誌等）による応募や採用があることや、定着支援等の継続支援を不要とする事業所があるためとのことである。</p>	<p>○求人開拓に注力することは、潜在的な求人ニーズを開拓する上で必要性は高いと考えられるが、企業のニーズに応えられているかを把握できなければ、事業の継続又は内容を見直すべきかの判断が困難となると考える。</p> <p>○当該事業は人材定着までの支援をすることが目的であるため、定着の定義を明確化した上で、求人企業への応募人数、採用人数、その後の定着状況について集計管理すべきである。</p> <p>○そして、現在は事業の成果とする指標を求人支援件数のみとしているが、求人企業への応募人数、採用人数、その後の定着の状況等を追加すべきと考える。</p>	<p>○定着を目的とした若手従業員合同研修の参加者については、定着率を後追い調査し、指標として示しているところであるが、多様な求人媒体や区による人材紹介ができない中で、求人支援をした企業への応募人数等まで把握することは難しい部分もある。今後こういった方法で当該事業の必要性の判断材料と実績を把握することができるか検討していく。</p>
(3) 企業訪問管理システムの活用について (P. 98)		
<p>○相談員が求人開拓のために企業を訪問した情報は、企業訪問管理システムに入力され、就労支援課や経営支援課で情報共有している。</p> <p>○しかし、求人支援での求人情報や応募者・採用者・その後の人材の定着状況については、現状入力項目となっていないことから企業訪問管理システムへの入力が行っていない。</p> <p>○また、中小企業若手従業員合同研修の参加者の定着率につ</p>	<p>○企業訪問管理システムの入力情報の充実を図り、企業状況をより詳細に把握し相談対応を行っていくことは、部門間の連携や業務の効率化を可能にするだけでなく、企業の満足度向上にも繋がるメリットがあると考えられる。</p> <p>○そもそも企業訪問管理システムは、企業訪問の情報を管理するシステムとして導入しているものであり、情報検索を行うためのシステムとして導入しているものではないとのことである。</p>	<p>○企業に関する様々な情報は、事業の見直しや検討に当たって活用することができると思われることから、どのような情報を企業訪問管理システムに入力するか、ご意見も踏まえながら検討していく。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
<p>いて、就労支援課で把握しているが、現状入力項目となっていないことから企業訪問管理システムへの入力が行っていない。</p>	<p>○また、企業訪問管理システムはパッケージシステムであるため、カスタマイズには費用がかかるとのことである。したがって、費用対効果を考慮の上、システムの入力情報の充実について検討されたい。</p>	
<p>2 企業人材確保等推進事業</p>		
<p>(1) 導入セミナーの内容について (P. 101)</p>		
<p>○導入セミナーの開催について、広く参加者募集をかけたものの、AIやRPAといった内容は特に小規模の中小企業の参加者には難しかったことや、それらが従業員の働き方改革の実現に直接結びつくイメージが付きにくかったこと等により、令和3年度のセミナー参加者数は少なかった。また、2年続けて個別相談に参加する企業がなかった。</p>	<p>○従業員の働き方改革を実現するに当たって、AIやRPAはセミナーテーマとしては比較的分かりにくいと考える。 ○当該事業は令和4年度に、経営支援課による経営支援事業に移管したとのことであるが、参加者に理解しやすい内容のセミナーにすべく、実施の方法を検討していくべきと考える。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、労働生産性の向上といった経営者層がイメージのしやすい内容のセミナーとした。引き続き、参加者にとって有意義なセミナーとなるよう、実施方法や内容等について検討し、対応していく。</p>
<p>(2) 雇用調整助成金等の補助金申請書類の工夫について (P. 101)</p>		
<p>○雇用調整助成金等の補助金を申請する際に用いられる申請書類については、できる限り入力欄を減らすとともに、自動転記が行われる仕様にする等、標準フォームを工夫し作成したとのことである。</p>	<p>○申請書類を申請者にとって、できる限り分かりやすいものにし、入力欄を減らす等の対応は、区民サービス向上の観点で非常に良い取組であると考えます。 ○今回のケースを他の申請にも転用できるよう、事例紹介等で全庁に紹介し、他の課においても実践していくことが望まれる。</p>	<p>○各種補助事業等への適用の可否を踏まえ、転用等を検討する。</p>
<p>第七 新型コロナウイルス感染症対応</p>		
<p>(1) 新型コロナウイルス感染症対応に関する総括について (P. 104)</p>		
<p>○区は他区に先んじて、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急融資・認定や新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等相談窓口を設置し、区内中小企業の支援を行った。 ○区としても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策設備投資等支援事業補助を通常は補助金を利用しない比較的多くの中小企業が利用し、生産性向上等のためには新しい設備に切り替えていくことも重要であることを理解していただいた点や、率先して実施できた点について、良かったと考えているとのことである。 ○また、中小企業等相談窓口についても、一般社団法人荒川区中小企業経営協会の協力により、早い段階から設置でき</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症対策として、非常に迅速な対応を行った点や、経済状況等により機動的に融資あっせんを行えるよう経済急変対応融資を新設した点等について、高く評価できる。 ○新型コロナウイルス感染症対応は、初めて直面する課題が多かったと思われる。 ○区として今回の対応で良かった点や、問題点・課題、今後の方針・対応等を総括として文書にまとめ、今後の対応等に活かしていくべきである。</p>	<p>○100年に一度ともいわれる未曾有の危機に直面する中、手探りながら、他の自治体に比べ、迅速な特別窓口の開設や制度融資の柔軟な運用などを実行した。 ○一方、非接触が推奨された状況下、補助金申請手続等のデジタル化の遅れが露見するなど反省点もあぶり出された。 ○今回の事態で得た経験を考察し、中小企業支援において今後に備えるとともに、区全体で共有する方策を検討したい。</p>

現状	監査意見	意見に対する対応内容
<p>た点も良かったとのことである。</p> <p>○BCPという点では、自然災害等に目を向けていたが、感染症対策という視点も必要であるということが分かり、日頃付き合いのある大学と、感染症対策としてのBCPをどのように行っていくかについて、話を始めたところのことである。</p>		
<p>(2) 新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等相談窓口に係る月次報告書の内訳の誤りについて (P. 104)</p>		
<p>○新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等相談窓口について、業務委託先の一般社団法人荒川区中小企業経営協会より毎月月次報告書を受領し、当月の窓口及び電話での相談件数の報告を受けている。</p> <p>○これについて確認したところ、令和3年10、11月の2か月分の月次報告書における窓口及び電話での相談件数が、相談履歴記録用のエクセルシートの相談件数と異なっていた。</p> <p>○いずれが正しいか質問したところ、相談履歴記録用のエクセルシートの相談件数が正しく、窓口と電話の件数が入れ替わって登録されており、エクセルシートは修正したが、月次報告書はそのままであったとのことである。</p>	<p>○今後、同様のミスを起こさないよう、報告書の件数や金額は元データ（根拠資料）と突合し、報告内容の正確性を確認すべきである。</p>	<p>○月次報告書（鑑）と月次報告書（日別相談実績）の件数についてはダブルチェックを行っていたが、月次報告書（日別相談実績）とその基となる「相談履歴記録用のエクセルシートの相談件数」の突合は行っていなかったため発生したミスである。今後は、基となるデータともダブルチェックにて突合を徹底することにより、再発防止を図る。</p>